

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051502 身障者手帳交付・相談事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	身体障害者福祉法及び児童福祉法に定める範囲の障害のある方。					
事務事業意図	身体障害者手帳を交付することにより各種の福祉施策を受けやすくし、相談内容に応じて助言をすることにより障害者の自立と社会参加を促進する。					
事務事業手段	<p>身体障害者手帳は、身体障害者（児）が各種サービスを受けるため必要な手帳。身体に障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき交付される。</p> <p>区は、身体障害者手帳交付申請書を受け付けし、内容・添付書類を点検し、東京都へ送付する。また、身体障害者手帳を交付し、住所移動・手帳再交付・手帳返還などの届けを受け付ける。</p> <p>相談の内容に応じて手帳交付申請や福祉施策の申請の助言を行う。</p>					
根拠法令	身体障害者福祉法					
現状と課題	<p>法令に基づく受託事務であるため、区が行うのは手帳取得後の各種サービスについての紹介と相談等である。</p> <p>事務上の課題は、受け付けた申請書等の遺漏のない処理と相談者への適切な助言である。</p>					
成果・活動指標	<p>成果1：相談・助言案件数</p> <p>活動1：新規手帳交付者実数</p>					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度 1,000.00	平成18年度 1,000.00	平成19年度 1,000.00	
		実績	1,226.00	1,514.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
		実績	1,043.00	1,020.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		22,080	21,948	
		実績	18,400	20,700		
総合評価	継続。手帳交付時には、福祉サービスの支援内容の提供を適切に行う。					
事業評価	事業の必要性	はい。法に基づき、身体障害者手帳交付申請を受け付け、東京都に送付することは区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。法に基づき実施している事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	はい。相談時に適切な助言を行い、手帳取得後の各種サービスが円滑に受けられるようにする。				
	経費削減余地	いいえ。手帳を新規に取得する者が増加する傾向にあるため、現状程度の経費が必要である。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051502

福祉部 障害福祉課

身障者手帳交付・相談事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		20,010	20,296		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		20,010	20,296		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		2.30	2.36		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		2.30	2.36		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		2,070	1,652		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		2,070	1,652		
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		22,080	21,948		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	16,600	19,090			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	16,600	19,090			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	2.00	2.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.00	2.30			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,800	1,610			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,800	1,610			
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	18,400	20,700			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051503 生活ホーム利用者援護					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	18歳以上の愛の手帳所持者で、就労もしくは通所授産施設等を利用している方。					
事務事業意図	中・軽度の知的障害者が地域で自立した生活ができる。					
事務事業手段	平成15年度より事業を開始。 就労又は通所授産施設等を利用している知的障害者に生活ホーム（グループホーム）を提供し、食事の提供、健康管理の日常生活指導や金銭管理援助を行い、地域での自立生活を支援する。あきみつ寮（利用者4名）・ともホーム（利用者4名）は、平成15年4月に民営化した。住吉寮は廃止し、新たに高砂寮を設置した。立石寮（利用者12名）は、平成18年3月からは法内施設とした。平成19年度は、高砂寮のみ運営費の一部を助成する。					
根拠法令	葛飾区知的障害者生活ホーム事業運営費補助要綱					
現状と課題	区は、中・軽度の知的障害者の地域での自立生活を支援するため、公設民営の最初の生活ホームを平成2年4月に設置し、4施設を逐次設置してきた。 平成15年4月から支援費制度の導入に伴い、4施設を社会福祉法人に移管した。 あきみつ寮、ともホーム、立石寮の3施設は平成18年度をもって補助を終了した。					
成果・活動指標	成果1：自立した退寮者実数 活動1：利用者実数 活動2：施設実数					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 2.00	平成18年度 2.00	平成19年度 1.00	
		実績	0.00	0.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	24.00	24.00	4.00	
		実績	23.00	23.00		
	活動指標2 [施設]	予定	4.00	4.00	1.00	
		実績	4.00	4.00		
	トータルコスト (千円)	予定		6,672	1,520	
		実績	19,501	6,612		
総合評価	縮小。現在区が運営又は委託している施設はない。生活ホームへの補助金は利用者の負担軽減を図るため継続する。ただし高砂寮への補助も平成20年度で終了し、本事業は廃止する。					
事業評価	事業の必要性	いいえ。既に、生活ホームの設置運営は、社会福祉法人が実施している。				
	民間活用	実施困難。補助事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	はい。生活ホームは全て社会福祉法人が運営しており、効果を上げる余地はある。				
	経費削減余地	はい。社会福祉法人などが事業主体となり、法制度に該当する施設で運営することにより、区の財政負担の軽減化を図ることができる。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051503

福祉部 障害福祉課

生活ホーム利用者援護

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		6,582	1,450		
	直接費	事業費	(6)		5,712	590		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			6,672	1,520		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	36	0			
		一般財源	(24)	19,375	6,542			
	直接費	事業費	(25)	18,581	5,712			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	19,501	6,612				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051504 民間通所訓練事業運営費助成						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可	
	***		***		***		
対象	障害児の早期療育事業を運営する団体。民間療育通所障害乳幼児の保護者。						
事務事業意図	団体の運営基盤を安定させるとともに、利用者の負担軽減を図り、障害児の早期療育を充実させる。						
事務事業手段	<p>昭和54年度より事業を開始。</p> <p>1 障害を持つ乳幼児及び就学児の早期療育を目的として訓練等を行う民間団体に対し、運営費の一部を助成する。</p> <p>2 補助条件： 1年以上の通所訓練事業の実績がある区内の団体、通所訓練事業に要する、指導員の人件費、事業費、施設維持費を助成。</p> <p>3 補助交付団体： 葛飾幼児グループ のぞみ発達クリニック かつしか風の子クラブ</p> <p>4 平成19年度は民間療育通所障害乳幼児の保護者に負担軽減策を実施する。</p>						
根拠法令	葛飾区心身障害児通所訓練事業運営費補助要綱						
現状と課題	民間療育団体の事業開始は、葛飾幼児Gは昭和46年9月(補助開始：昭和54年度)、のぞみ発達Cは平成2年12月(同：平成4年度)、かつしか風の子Cは平成11年4月(同：平成12年度)。のぞみ発達Cは、平成17年10月から、法内の児童デイサービスを開始。平成19年度は民間療育通所障害乳幼児の保護者に負担軽減策を実施する。						
成果・活動指標	<p>成果1：通所利用者実数</p> <p>成果2：民間療育施設通所施設における負担軽減者数</p> <p>活動1：補助団体数</p> <p>活動2：負担軽減実施施設数</p>						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 124.00	平成18年度 112.00	平成19年度 135.00		
		実績	124.00	112.00			
	成果指標2 [人]	予定			116.00		
		実績					
	活動指標1 [団体]	予定	3.00	3.00	3.00		
		実績	3.00	3.00			
	活動指標2 [人]	予定			3.00		
		実績					
	トータルコスト (千円)	予定		41,511	56,253		
		実績	43,628	41,837			
総合評価	<p>拡充。早期療育では民間療育団体の特徴を生かした療育が必要である。今後も、民間療育団体を支援し、療育技術の向上等を図る必要がある。また平成19年度から民間療育通所障害乳幼児の保護者に負担軽減策を実施し、障害乳幼児の早期療育を支援する。</p>						
事業評価	事業の必要性	はい。早期療育の充実は、実施計画に位置づけられている。民間療育団体の経営の安定と保護者への負担軽減を図り、障害乳幼児の早期療育事業を充実させるためには、必要な補助である。					
	民間活用	実施困難。早期療育事業への補助であり、民間事業者ではできない。					
	成果向上余地	はい。民間療育施設の法内化や効率化を促すなどにより、一層の効果を上げる余地はある。					
	経費削減余地	はい。補助の主なものが人件費であり、コスト削減できる余地はあまりない。施設を法内化することにより、補助金の削減が可能である。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051504

福祉部 障害福祉課

民間通所訓練事業運営費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	170		
		一般財源	(5)		41,421	55,873		
	直接費	事業費	(6)		40,551	53,463		
	職員人件費	人件費	(7)		870	2,580		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.30		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	210		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	210			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			41,511	56,253		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	43,538	41,767			
	直接費	事業費	(25)	42,708	40,937			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	43,628	41,837				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051505 バス借上等社会参加促進経費助成						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区内に居住する心身障害者又はその保護者で組織する団体						
事務事業意図	屋外活動への参加機会を増やすことで、心身障害者の社会活動を促していく。						
事務事業手段	<p>昭和53年度より事業を開始。</p> <p>区内に居住する心身障害者またはその保護者で組織する団体が、心身障害者のための社会活動を実施する際に要する経費の一部を補助することにより、心身障害者の社会活動を促進する助成事業</p> <p>1 助成対象経費：施設見学等経費（バス借上費に限る）等</p> <p>2 助成内容：助成は1団体につき年1回、バス借上費は、バス借上費の2分の1とし、9万円が限度</p>						
根拠法令	葛飾区心身障害者社会参加促進支援助成事業実施要綱						
現状と課題	心身障害者とその家族の社会参加の促進を図ること目的として、昭和53年度事業を開始した。助成額は、平成12年度に助成内容の見直しを行い、年1回、1台につき、補助率は2分の1、9万円を限度に、2台までとしている。さらに、平成15年度に見直しを行い、「心身障害者社会参加促進支援助成事業」として実施している。						
成果・活動指標	<p>成果1：利用者延べ人数</p> <p>活動1：補助団体数</p> <p>活動2：補助バス台数</p>						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 600.00	平成18年度 600.00	平成19年度 600.00		
		実績	761.00	702.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [団体]	予定	16.00	13.00	13.00		
		実績	17.00	16.00			
	活動指標2 [台]	予定	16.00	16.00	16.00		
		実績	22.00	18.00			
	トータルコスト (千円)	予定		2,250	2,280		
		実績	2,243	2,107			
総合評価	継続。障害者の社会参加を促進するため、この事業を継続する。						
事業評価	事業の必要性	はい。障害者の社会参加を促進することは、区として実施すべき事業である。					
	民間活用	実施困難。障害者団体への補助事業であり、民間事業者ではできない。					
	成果向上余地	どちらとも言えない。既にニーズに合わせ、事業の見直しをしており、実施状況を見守る必要がある。					
	経費削減余地	あまりない。助成内容は、既にニーズに合わせ、事業の見直しをしており、実施状況を見守る必要がある。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051505

福祉部 障害福祉課

バス借上等社会参加促進経費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		645	675	
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		1,515	1,535	
	直接費	事業費	(6)		1,290	1,350	
	職員人件費	人件費	(7)		870	860	
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10	
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70	
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		2,250	2,280		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	730	608		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	1,423	1,429		
	直接費	事業費	(25)	1,323	1,207		
	職員人件費	人件費	(26)	830	830		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10		
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,243	2,107			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051506 重度心身障害者(児)手当					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	年齢が65歳未満で心身に重度の障害を有し、日常生活で常時複雑な介護を要する方					
事務事業意図	心身に重度の障害を有するものに、手当を支給することによって福祉の増進を図る。					
事務事業手段	<p>昭和48年度より事業を開始。 日常生活において常時複雑な介護を必要とする重度の障害者に対して、手当を支給するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都の制度であり、区は申請・異動・所得状況・現況届等を区で受け付け、内容調査の上、都に送付する。 2 新規申請は、東京都心身障害者福祉センターで判定を行い、認定されると月額6万円の手当が支給される。 					
根拠法令	東京都重度心身障害者手当条例・同施行規則					
現状と課題	東京都の条例・施行規則等に基づき経由事務を行っている。 手当の対象となるには、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」と基準はかなり厳しく、受給対象者の増減にあまり変化はみられない。					
成果・活動指標	成果1：認定者実数 活動1：受給者実数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	341.00	337.00	357.00	
		実績	337.00	357.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	341.00	337.00	357.00	
		実績	337.00	357.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	0	1,920	1,860	
実績		3,500	1,800			
総合評価	継続。都の法定事業である。重度心身障害者に手当を給付し、生活を支援するための受付は、区が実施すべきものである。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。重度障害者に対する都の法定事業。区は経由機関であり、法で義務付けられた事務事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。経由機関として効果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。給付に係る経費は都が負担している。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051506

福祉部 障害福祉課

重度心身障害者（児）手当

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		1,740	1,720	
	直接費	事業費	(6)		0		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720	
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20	
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)	0	180	140	
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	0	180	140		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	0	1,920	1,860		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	0	0		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	0	1,660		
	直接費	事業費	(25)	1,660	0		
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	1,660		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.20		
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180	140		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	140			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	3,500	1,800			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051507 心身障害者福祉手当						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区内に住所を有し、心身障害を有する方						
事務事業意図	心身障害者に対する手当を支給することにより、障害者の経済的、社会的自立生活の安定を図る。なお、平成12年度からは、65歳以上の新規申請は不可。 A手当：20歳以上で、愛の手帳1～3度、身障手帳1～2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症 B手当：愛の手帳4度、身障手帳3級、戦傷病者						
事務事業手段	昭和45年度より事業を開始。 心身に障害のある者に対して、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 1 心身障害者福祉手当A 都手当 月額 15,500円 2 心身障害者福祉手当B 区手当 月額 7,750円 3 年3回、4か月分を指定された口座に振り込む。						
根拠法令	葛飾区心身障害者福祉手当条例、葛飾区心身障害者福祉手当条例施行規則						
現状と課題	介護保険制度の導入を契機として、福祉サービスの再構築が図られ、平成12年度に障害者となった年齢が65歳以上の方を対象から除外するとともに、所得制限額や給付額等の改正を行った。						
成果・活動指標	成果1：A・B手当受給者実数 活動1：A・B手当受給者実数						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	6,763.00	6,816.00	6,810.00		
	成果指標2 []	予定					
		実績	6,742.00	6,826.00			
	活動指標1 [人]	予定	6,763.00	6,816.00	6,810.00		
		実績	6,742.00	6,826.00			
	活動指標2 []	予定					
		実績					
	トータルコスト (千円)	予定		1,106,592	1,092,712		
		実績	1,095,615	1,096,611			
総合評価	継続。既に見直しを図ったところであり、事業は継続する。						
事業評価	事業の必要性	はい。心身に障害のある方に対し、手当を支給することにより、福祉の向上を図ることは区の事業である。					
	民間活用	実施困難。心身障害者への手当支給は、民間事業者ではできない。					
	成果向上余地	いいえ。現行制度は、法定給付の上乗せ給付のため、効果は十分である。					
	経費削減余地	いいえ。平成12年度の見直しを図り、所得制限の導入や、B手当の減額を実施したので、当面は現行制度で実施する。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051507

福祉部 障害福祉課

心身障害者福祉手当

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		1,105,242	1,092,152		
	直接費	事業費	(6)		1,092,192	1,085,272		
	職員人件費	人件費	(7)		13,050	6,880		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		1.50	0.80		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.50	0.80		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		1,350	560		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,350	560			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,106,592	1,092,712		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,094,265	1,095,561			
	直接費	事業費	(25)	1,081,815	1,083,111			
	職員人件費	人件費	(26)	12,450	12,450			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.50	1.50			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.50	1.50			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	1,350	1,050			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,350	1,050				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,095,615	1,096,611				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051508 心身障害者手当国制度分					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	重度の心身障害のため、日常生活で特別の介護を必要とする方。					
事務事業意図	<p>手当を支給し、負担の軽減・自立生活の支援を図る。</p> <p>対象事業</p> <p>1 特別障害者手当：身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害の重複者。</p> <p>2 障害児福祉手当：20歳未満の児童で、身障手帳1級、愛の手帳1度程度の重度者。</p> <p>3 福祉手当：昭和61年3月末現在改正前の福祉手当の受給者で、1の手当の非該当者。</p>					
事務事業手段	<p>昭和61年度より事業を開始。</p> <p>1 特別障害者手当は、在宅の重度の障害者に対して、月額26,440円を支給する。</p> <p>2 障害児福祉手当は、重度の障害児に対して、月額14,380円を支給する。</p> <p>3 福祉手当は、改正前の国民年金法による福祉手当を継続して受給している方に対して、月額14,380円を支給する。</p> <p>4 平成18年度支給額改定あり。</p>					
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律					
現状と課題	受給資格があるにもかかわらず、申請がないために認定を受けていない人をなくす努力を進めるとともに、毎年8月に実施する現況調査により、受給資格の点検を行ない、過払いの防止と返還金の収納に努める。					
成果・活動指標	<p>成果1：受給者実数</p> <p>活動1：受給者実数</p>					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	502.00	540.00	548.00	
	成果指標2 []	予定				
		実績	525.00	538.00		
	活動指標1 [人]	予定	502.00	540.00	548.00	
		実績	525.00	538.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		151,596	151,581	
		実績	145,056	147,117		
総合評価	継続。在宅の重度障害者に対して、法に基づき手当を支給し、福祉の増進を図ることは、区が実施すべきである。					
事業評価	事業の必要性	はい。在宅の重度障害者に対して、法に基づき手当を支給し、福祉の増進を図ることは区が実施すべきである。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法定給付のため、効果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。法定給付のため、経費削減を余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051508

福祉部 障害福祉課

心身障害者手当国制度分

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		86,919	110,713		
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		64,227	40,588		
	直接費	事業費	(6)		146,796	147,861		
	職員人件費	人件費	(7)		4,350	3,440		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.50	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.50	0.40		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		450	280		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		450	280			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			151,596	151,581		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	104,548	107,023			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	40,058	39,744			
	直接費	事業費	(25)	140,456	142,617			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150	4,150			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.50	0.50			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50	0.50			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	450	350			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	450	350				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	145,056	147,117				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000
福祉部 障害福祉課

事務事業	051509 重度障害者特別給付金					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	昭和57年1月1日当時20歳を過ぎていた在日外国人の重度障害者の方等					
事務事業意図	重度の障害を有しながら、障害基礎年金を受給できない在日外国人等の給付金支給対象者に、給付金を支給し、それにより障害者の福祉の向上を図る。					
事務事業手段	平成4年度より事業を開始。 重度の障害を有しながら、障害基礎年金を受給できない在日外国人等に特別給付金を支給する。支給の申請をした日の属する月から受給資格が消滅した日の属する月まで、月額30,500円を、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支給する。 ただし、公的年金を受給している方の給付金の額は、当該公的年金の額を1.2で除して得た額を控除した額とする。					
根拠法令	葛飾区重度心身障害者特別給付金支給要綱					
現状と課題	重度の障害を有しながら、障害基礎年金を受給できない在日外国人などに対し、平成4年度から本事業は施行されている。 同程度の障害を持ち、障害基礎年金を受給している者と比べて公平性を保つため、本事業は必要であるが、国制度として実施することが望まれる。					
成果・活動指標	成果1：受給者実数 活動1：受給者実数					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 2.00	平成18年度 3.00	平成19年度 3.00	
		実績	3.00	3.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	平成17年度 2.00	平成18年度 3.00	平成19年度 3.00	
		実績	3.00	3.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,578	2,028	
		実績	1,558	1,548		
総合評価	継続。障害基礎年金を受けられない重度障害者に対する日常生活支援に意義は大きく、重度障害者福祉の一環として継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。重度の障害を有しながら、障害基礎年金を受給できない在日外国人等に対し、区が単独で特別給付金を支給することは区の事業である。				
	民間活用	実施困難。区が障害基礎年金を受給できない在日外国人などに対する給付は、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。現行の給付水準は適切である。				
	経費削減余地	いいえ。現行の給付水準は適切である。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051509

福祉部 障害福祉課

重度障害者特別給付金

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		1,533	1,958		
	直接費	事業費	(6)		1,098	1,098		
	職員人件費	人件費	(7)		435	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		45	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,578	2,028		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,513	1,513			
	直接費	事業費	(25)	1,098	1,098			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,558	1,548				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000
福祉部 障害福祉課

事務事業	051512 住宅設備改善					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	在宅の重度身体障害者（児）。介護保険の適用を受けた方は、介護保険の給付が優先。					
事務事業意図	日常生活の利便を図り、自立生活を支援していく。 1 小規模改修：下肢障害又は体幹障害が3級以上で車椅子の交付を受けている内部障害者 2 中規模改修： " " " " 2級以上で " " 3 屋内移動設備：下肢障害等で、歩行ができない状態かつ障害程度が1級の者及び車椅子の交付を受けた内部障害者					
事務事業手段	昭和63年度より事業を開始。 在宅の重度の障害者（児）が、日常生活の利便を図るため、住宅設備の改善に要する費用を補助する。 居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付 1 小規模改修：手すり取付、段差解消、滑り防止及び移動の円滑化等 2 中規模改修：便所、浴場、玄関、居室、台所 3 屋内移動設備設置：屋内移動設備					
根拠法令	障害者自立支援法 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要綱					
現状と課題	在宅の重度身体障害者（児）の日常生活の利便を図るため、ニーズに対応した住宅改善を行ってきた。今後、日常生活活動の低下防止、生活の質の向上、介護者の負担軽減のため、多様化するニーズに合った質の高い住宅改善を行っていくことが求められている。平成18年10月からは、障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置づけられた。					
成果・活動指標	成果1：改修実件数 活動1：改修実件数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度 40.00	平成18年度 30.00	平成19年度 30.00	
		実績	45.00	51.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	40.00	30.00	30.00	
		実績	45.00	51.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		15,583	18,860	
		実績	19,465	24,952		
総合評価	継続。身体障害者の自立生活を支援するために、区が継続して実施すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。身体障害者の自立生活を支援するために、区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。住宅設備改善事業は補助事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。対象設備、補助金額は水準が一律に定められている。				
	経費削減余地	いいえ。制度の趣旨を生かすためには、現行程度の経費は必要である。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051512

福祉部 障害福祉課

住宅設備改善

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	8,035		
		都道府県支出金	(2)		1,965	4,017		
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		13,348	6,598		
	直接費	事業費	(6)		12,703	16,070		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610	2,580		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.30	0.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30	0.30		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		270	210		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		270	210			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		15,583	18,860			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	1,102			
		都道府県支出金	(21)	2,761	3,530			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	16,434	20,110			
	直接費	事業費	(25)	16,705	22,252			
	職員人件費	人件費	(26)	2,490	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.30	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.30	0.30			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	270	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	270	210				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	19,465	24,952				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051513 日常生活用具給付					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	身体障害者福祉法及び児童福祉法に定める範囲の障害を持つ方。					
事務事業意図	身体障害者手帳所持者に日常生活用具を給付し、日常生活を容易にする。					
事務事業手段	昭和53年度より事業を開始。 身体障害者の日常生活の利便を図るために、市販されている機器の中で障害の特性に合ったものを選定して給付するもの。給付は申請に基づいて現物で行い、対象者やその扶養義務者はその所得に応じて費用の一部を負担する。 給付の対象となる用具は、障害種別、障害程度、年齢により給付 (例)特殊寝台 下肢又は体幹1・2級 学齢児以上					
根拠法令	障害者自立支援法、重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱					
現状と課題	平成18年10月からは、障害者自立支援法の地域生活支援事業として継続実施する。同月より補装具制度から点字器、頭部保護帽、人工咽頭、歩行補助杖(一本杖)、収尿器、ストマ装具が日常生活用具に移行した。そのため給付件数が増加した。					
成果・活動指標	成果1:給付案件数 活動1:給付案件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	200.00	198.00	5,000.00	
		実績	247.00	1,377.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	200.00	198.00	5,000.00	
		実績	247.00	1,377.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		28,180	96,109	
実績		26,181	36,936			
総合評価	継続。法に基づき、身体障害者に日常生活用具を給付し、自立生活を支援することは、区が実施すべきものである。					
事業評価	事業の必要性	はい。身体障害者の自立支援を支援するため、法に基づき、区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。法に基づく区の必須事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法に基づく区の必須事業であり、給付種目を地域の実情や障害者の実態に合わせることで検討の余地がある。				
	経費削減余地	いいえ。法に基づく区の必須事業であるが、大量発注等が無い事業のため、コストを下げることができない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051513

福祉部 障害福祉課

日常生活用具給付

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	42,474	
		都道府県支出金	(2)		0	21,237	
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		27,100	31,558	
	直接費	事業費	(6)		16,660	84,949	
	職員人件費	人件費	(7)		10,440	10,320	
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.20	1.20	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.20	1.20	
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,080	840	
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,080	840		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		28,180	96,109		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	9,946		
		都道府県支出金	(21)	8,629	4,972		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	16,922	21,178		
	直接費	事業費	(25)	19,741	26,136		
	職員人件費	人件費	(26)	5,810	9,960		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.70	1.20		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.70	1.20		
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	630	840		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	630	840			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	26,181	36,936			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051514 自動車運転免許取得費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	道路交通法の適性試験に合格した方で、心身に障害があり歩行困難な方					
事務事業意図	<p>自動車運転免許を取得することにより、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>なお、対象となる条件は、身障手帳3級以上、愛の手帳4度以上、内部障害については身障手帳4級以上、下肢又は体幹に係る障害については身障手帳5級以上となる。</p>					
事務事業手段	<p>昭和53年度より事業を開始。</p> <p>自動車運転免許の取得又は排気量の限定解除のために、教習所などで教習を受ける費用の一部を補助する。</p> <p>1 助成の対象とする経費は、助成対象者が教習所において教習を受ける場合に要する費用のうち、入所料、技能・学科教習料に相当する経費</p> <p>2 身体適格審査書（内部障害者は不要）をもって区へ申請する。</p> <p>3 申請した認定資格者は、教習所の履修証明書を添付して補助金を請求する。</p>					
根拠法令	葛飾区心身障害者運転免許取得補助事業実施要綱					
現状と課題	心身障害者が安全かつ運転しやすい自動車が、技術の進歩により増加したため、運転免許を取得する方も増加傾向にある。一方、自動車教習所においては緊急救助法の教科が増えるなど教科科目と教科時間は増える傾向にある。利用者へのPRを図るため、区の広報に掲載し、事業の周知に努めている。					
成果・活動指標	<p>成果1：免許証取得費助成案件数</p> <p>活動1：免許証取得費助成案件数</p>					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	7.00	6.00	6.00	
		実績	4.00	8.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	7.00	6.00	6.00	
		実績	4.00	8.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,469	1,919	
実績		1,078	1,728			
総合評価	継続。心身障害者の利便及び生活圏の拡大並びに福祉の増進を図ることは、必要な事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。心身障害者の利便及び生活圏の拡大並びに福祉の増進を図ることは、区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。この事業は、助成事業であるため、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。PRを強化することにより、利用者の増加を図っている。				
	経費削減余地	いいえ。既に所得制限を設けており、コスト減は困難である。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051514

福祉部 障害福祉課

自動車運転免許証取得費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	494		
		都道府県支出金	(2)		0	247		
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		1,424	1,108		
	直接費	事業費	(6)		989	989		
	職員人件費	人件費	(7)		435	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		45	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		1,469	1,919			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	275			
		都道府県支出金	(21)	0	137			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,033	1,281			
	直接費	事業費	(25)	618	1,278			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,078	1,728				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051515 自動車改造費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	下肢障害等があり、自動車の操行装置及び駆動装置の一部の改造を必要とする方					
事務事業意図	障害者の外出機会の増加、日常生活の利便、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。 なお、対象となる条件は、上肢・下肢又は体幹に係る障害で、身障手帳2級以上である。					
事務事業手段	昭和54年度より事業を開始。 1 重度身体障害者が就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。 2 限度額：自動車の操行装置、駆動装置の一部改造に要する経費として、133,900円を限度に助成を行う。					
根拠法令	葛飾区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱					
現状と課題	ノーマライゼーションの考えのもと、都市部や地方を問わず、バリアフリー化の促進が進んでいる。いわゆるバリアフリー法も平成12年に制定・施行され、障害者が自動車運転免許を取得し、より自由に外出できる条件が整えられてきている。					
成果・活動指標	成果1：自動車改造費助成案件数 活動1：自動車改造費助成案件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	8.00	8.00	9.00	
		実績	8.00	6.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	8.00	8.00	9.00	
		実績	8.00	6.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,552	2,136	
実績		1,394	1,105			
総合評価	継続。障害者の社会参加等の促進を図るためには、都の事業水準を維持し、継続して実施すべき事業である。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。身体障害者の外出機会の増加・生活圏の拡大などの社会参加の促進を図ることは、区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。この事業は助成事業であるため、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。現行の助成範囲及び水準は妥当である。				
	経費削減余地	あまりない。都の補助事業であることから、都の水準を維持する。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051515

福祉部 障害福祉課

自動車改造費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	603		
		都道府県支出金	(2)		535	301		
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		972	1,162		
	直接費	事業費	(6)		1,072	1,206		
	職員人件費	人件費	(7)		435	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		45	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,552	2,136		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	31			
		都道府県支出金	(21)	332	248			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,017	791			
	直接費	事業費	(25)	934	655			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,394	1,105				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051516 自動車燃料費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内に住所を有する心身障害者の方で、自ら自動車を運転する方					
事務事業意図	障害者の外出機会の増加、日常生活の利便、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。					
事務事業手段	平成元年度より事業を開始。 歩行困難な身体障害者で、自動車を運転している方に対し、燃料費の一部を補助することにより、障害者に外出機会の増加、日常生活の利便、生活圏の拡大を図る。 助成額 月額 2,500円(福祉タクシー事業のタクシー共通乗車券との併給は不可) 1年間につき30,000円を限度とする。					
根拠法令	葛飾区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱					
現状と課題	バリアフリー化が進み、障害者は外出の機会が増加してきた。障害者が自動車運転免許を取得し、より自由に外出できる条件が整えられてきているため、本事業を実施。 平成16年度からは年齢制限を設け、65歳以上は対象外とした。					
成果・活動指標	成果1：自動車燃料費助成案件数 活動1：自動車燃料費助成案件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	357.00	315.00	328.00	
		実績	315.00	328.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	357.00	315.00	328.00	
		実績	315.00	328.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		9,833	10,723	
実績		9,829	10,189			
総合評価	継続。外出の機会の増加、日常生活の利便のための事業は、区が実施すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。外出の機会の増加、日常生活の利便を図るため、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。この事業は補助事業であるため、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。本事業の周知度は高く、利用者は増加傾向にある。				
	経費削減余地	あまりない。平成16年度に支給対象の範囲を変更し、コストを下げた。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051516

福祉部 障害福祉課

自動車燃料費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		9,698	10,583		
	直接費	事業費	(6)		8,393	8,863		
	職員人件費	人件費	(7)		1,305	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.15	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.15	0.20		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		135	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		135	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		9,833	10,723			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	9,694	10,084			
	直接費	事業費	(25)	8,449	8,839			
	職員人件費	人件費	(26)	1,245	1,245			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.15	0.15			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.15	0.15			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	135	105			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	135	105				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	9,829	10,189				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051517 福祉タクシー事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	外出困難な心身障害者					
事務事業意図	障害者の外出の機会を増やし、日常生活の利便と生活圏の拡大を図る。 <資格要件> 区内に住所を有し、64歳までに身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている方。 ただし、障害要件及び所得制限あり。					
事務事業手段	昭和54年度より事業を開始。 歩行困難な心身障害者にタクシー共通乗車券（年間2万円まで）を交付する。 4～9月までの新規申請の方には、10,000券を2冊交付 10～3月までの新規申請の方には、10,000券を1冊交付					
根拠法令	葛飾区心身障害者外出支援事業実施要綱					
現状と課題	平成16年度から「心身障害者外出支援事業」として、タクシー券をタクシークーポン券に変更した。また、券の年間金額を3万円から2万円にした。年齢制限を設け、65歳以上は対象外とした。					
成果・活動指標	成果1：受給者実数 活動1：受給者実数					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 5,383.00	平成18年度 5,265.00	平成19年度 5,008.00	
		実績	4,798.00	4,714.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	平成17年度 5,383.00	平成18年度 5,265.00	平成19年度 5,008.00	
		実績	4,798.00	4,714.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		106,475	94,682	
		実績	107,183	106,203		
総合評価	継続。外出の機会の増加、日常生活の利便を図る事業は継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。外出の機会の増加、日常生活の利便を図るため、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。この事業は補助事業であるため、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。本事業の周知度は高く、利用者は増加傾向にある。				
	経費削減余地	いいえ。平成16年4月に事業見直しを行い、これ以上上げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051517

福祉部 障害福祉課

福祉タクシー事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		106,070	94,402		
	直接費	事業費	(6)		102,155	90,962		
	職員人件費	人件費	(7)		3,915	3,440		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.45	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.45	0.40		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		405	280		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		405	280			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		106,475	94,682			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	106,778	105,888			
	直接費	事業費	(25)	103,043	102,153			
	職員人件費	人件費	(26)	3,735	3,735			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.45	0.45			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.45	0.45			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	405	315			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	405	315				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	107,183	106,203				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051519 手話通訳者派遣事業委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区内在住の聴覚障害者及び言語障害者（以下「聴覚障害者等」という。）					
事務事業意図	聴覚障害者等の生活の利便を図る。					
事務事業手段	<p>昭和55年度より事業を開始。</p> <p>1 聴覚障害者等が健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣する事業。なお、本事業は、これまでの葛飾区社会福祉協議会に加え、19年度から新たに東京手話通訳等派遣センターに委託し、実施している。</p> <p>2 利用者への派遣費用は無料。ただし、手話通訳者の移動に伴う交通費は、利用者負担</p> <p>3 19年度からは要約筆記派遣事業を東京手話通訳等派遣センターに委託し、実施する。</p>					
根拠法令	葛飾区手話通訳者派遣事業運営要綱					
現状と課題	平成18年10月からは、障害者自立支援法で実施。 平成19年度から要約筆記派遣事業を開始する。					
成果・活動指標	<p>成果1：利用者実数</p> <p>活動1：手話通訳者等派遣延べ回数</p>					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	100.00	100.00	170.00	
		実績	99.00	144.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [回]	予定	762.00	1,093.00	1,272.00	
		実績	887.00	951.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		5,517	7,579	
実績		4,630	4,935			
総合評価	拡充。平成19年4月からは、従来の手話通訳者派遣事業に加え、要約筆記派遣事業を実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい。聴覚障害者等にとって社会生活上必要な制度であるため、区が事業主体となって実施すべき事業である。				
	民間活用	実施可能。事業は、既に葛飾区社会福祉協議会に委託し、実施している。				
	成果向上余地	はい。要約筆記派遣事業について、今後利用が増えることが予想される。				
	経費削減余地	あまりない。地域生活支援事業として位置づけられている事業のため、コストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051519

福祉部 障害福祉課

手話通訳者派遣事業委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	3,324		
		都道府県支出金	(2)		2,278	1,662		
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		3,149	2,523		
	直接費	事業費	(6)		4,557	6,649		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		5,517	7,579			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	573			
		都道府県支出金	(21)	1,984	1,267			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	2,556	3,025			
	直接費	事業費	(25)	3,710	4,035			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	4,630	4,935				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051521 寝具乾燥消毒委託（障害者）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度で65歳未満の方。					
事務事業意図	寝具の乾燥消毒が困難な状態にある心身障害者の寝具を殺菌消毒、水洗いすることにより衛生的、健康的な生活を維持し、福祉の増進を図る。					
事務事業手段	昭和52年度より事業を開始。 区が委託した事業者が、月1回障害者宅を訪問し、障害者が使用する寝具一式（敷布団・掛布団・毛布・マットレス各1枚まで）を殺菌消毒・熱風乾燥処理（9月を除く）や年に1回水洗い乾燥処理（9月）を行う。 利用者の負担は、寝具乾燥消毒220円/回、水洗い乾燥消毒1,000円である。ただし、利用者（未成年者の場合は扶養義務者）の住民税が非課税又は生活保護受給中の場合は、利用者負担はない。区は契約単価と利用者負担額との差額を助成する。					
根拠法令	葛飾区重度心身障害者寝具乾燥消毒事業実施要綱					
現状と課題	独居や、同居の家族がいる場合でも高齢などで、実際には寝具の乾燥ができない場合を想定して実施している事業であるが、近年はホームヘルプサービスで寝具を干している人が多いようである。受給者は、現在、ほぼ横ばい状態である。					
成果・活動指標	成果1：利用延べ回数 活動1：利用者実数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [回]	予定	324.00	360.00	360.00	
		実績	296.00	281.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	27.00	30.00	30.00	
		実績	27.00	28.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,707	1,676	
実績		1,405	1,404			
総合評価	継続。障害者が衛生的で健康的な生活を維持していくため、必要な事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。障害者が、衛生的で健康な生活を維持していくため、区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施可能。事業は既に民間事業者へ委託をしている。				
	成果向上余地	いいえ。現行の方法は適切であり、より効果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。現状では、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051521

福祉部 障害福祉課

寝具乾燥消毒委託（障害者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		1,617	1,606		
	直接費	事業費	(6)		747	746		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		1,707	1,676			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,315	1,334			
	直接費	事業費	(25)	485	504			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,405	1,404				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051522 出張理美容事業(障害者)					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	外出困難な障害者の方。身体障害者手帳1.2級、愛の手帳1.2度で65歳未満の希望者					
事務事業意図	外出困難な障害者が、理美容のサービスを受け、清潔な日常生活を保持できるようにし、福祉の増進を図る。					
事務事業手段	<p>昭和53年度より事業を開始。 外出が困難な障害者に対して理容師、美容師が自宅に訪問して理美容サービスを行う。 1 区が、区内の理容業組合及び美容業組合と委託契約をし、理容師、美容師が障害者の自宅で理容・美容サービスを行う。(1人、年6回) 2 費用：技術料1,500円(調髪・カットは1,500円/1回)は利用者負担とし(実費負担の原則)、出張料、事務手数料を区負担とする。 3 区負担：3,150円/1回</p>					
根拠法令	葛飾区重度心身障害者出張理美容サービス事業実施要綱					
現状と課題	本事業は、昭和53年度に開始し、25年余にわたり理容組合への委託により進めてきた事業である。平成12年度に従前の「常時臥床」の条件を「外出困難」に拡大するとともに、費用の一部本人負担制を導入し、実費相当分を本人が、出張に要する経費を区が負担することとした。					
成果・活動指標	成果1：1人当たりの年間利用回数(延べ利用回数/利用者数) 活動1：利用者実数 活動2：延べ利用回数					
目標達成状況	成果指標1 [回]	予定	平成17年度 3.70	平成18年度 3.60	平成19年度 3.30	
		実績	3.60	3.30		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	185.00	161.00	173.00	
		実績	161.00	173.00		
	活動指標2 [回]	予定	685.00	635.00	680.00	
		実績	572.00	567.00		
	トータルコスト (千円)	予定		3,931	4,013	
		実績	3,652	3,596		
総合評価	継続。外出困難な障害者の衛生的、健康的な生活維持を図るため、継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。外出困難な障害者の衛生的、健康的な生活維持を図るため、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施可能。既に民間事業者へ委託をしている。				
	成果向上余地	いいえ。制度は浸透しており、これ以上効果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。技術料は利用者負担であり、出張費、事務手数料は区の負担であるため、これ以上コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051522

福祉部 障害福祉課

出張理美容事業(障害者)

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		3,751	3,873		
	直接費	事業費	(6)		2,011	2,153		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,931	4,013			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,472	3,456			
	直接費	事業費	(25)	1,812	1,796			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.20			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	180	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	3,652	3,596				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051523 おむつ支給・使用料助成(障害者)					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	失禁状態等のため、おむつを使用する必要がある方。					
事務事業意図	紙おむつを支給、又は使用料を助成することにより、衛生的で快適な環境を提供するとともに、介護者の精神的、肉体的、経済的負担の軽減を図る。					
事務事業手段	昭和59年度より事業を開始。 1 紙おむつを現物支給する。 1か月1種類を限度として、委託契約業者により、毎月一回配送する。 2 入院等により、この事業により区が支給する紙おむつを使用できない場合、1か月につき9,000円を限度として使用料を助成					
根拠法令	葛飾区心身障害者紙おむつ支給等事業実施要綱					
現状と課題	平成12年度の介護保険制度の導入以来、福祉サービスの再構築が図られている。平成12年度より本人所得限度額を、それまでの特別障害者手当並みの3,549,000円から1,250,000円に引き下げたところである。平成16年度よりおむつ使用料助成の限度額を9,000円に引き下げた。					
成果・活動指標	成果1：延べ利用者数 活動1：延べ利用者数					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 4,253.00	平成18年度 4,421.00	平成19年度 4,009.00	
		実績	4,278.00	4,066.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	平成17年度 4,253.00	平成18年度 4,421.00	平成19年度 4,009.00	
		実績	4,278.00	4,066.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		44,517	37,596	
		実績	40,683	37,438		
総合評価	継続。障害者に衛生的で快適な環境を提供し、介護者の経済的負担軽減を図るため、継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。障害者に衛生的で快適な環境を提供し、介護者の経済的負担軽減を図ることは区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施可能。既に民間委託を行っている。				
	成果向上余地	いいえ。ニーズに沿った紙おむつを用意しており、障害者手帳等の交付時に説明し、周知している。				
	経費削減余地	あまりない。平成16年度に使用料助成限度額を引き下げた。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051523

福祉部 障害福祉課

おむつ支給・使用料助成（障害者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		43,977	37,246		
	直接費	事業費	(6)		38,757	32,946		
	職員人件費	人件費	(7)		5,220	4,300		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.60	0.50		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.60	0.50		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		540	350		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		540	350			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		44,517	37,596			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	40,143	37,018			
	直接費	事業費	(25)	35,163	32,038			
	職員人件費	人件費	(26)	4,980	4,980			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.60	0.60			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.60	0.60			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	540	420			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	540	420				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	40,683	37,438				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051524 配食サービス事業委託（障害者）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	心身障害者で、1人で食事を作ることができない方で、事業の継続利用ができる方。					
事務事業意図	心身障害者の健康の維持と、栄養の改善を行うとともに、心身障害者の同居家族の負担軽減を図る。					
事務事業手段	<p>平成10年度より事業を開始。</p> <p>食事を作ることができない在宅の障害者の健康維持と栄養改善及び安否の確認を行うとともに、同居家族の家事負担の軽減を図るため、民間事業者（現在5業者）が調理済みの食事を定期的に届ける。</p> <p>1 実施日は土・日・祝日を含む利用者が希望する日の昼食、夕食</p> <p>2 区は助成額として、1食につき330円を負担し、利用者はその差額を支払う。</p>					
根拠法令	葛飾区配食サービス事業実施要綱					
現状と課題	平成10年10月から実施されている高齢者配食サービスの事業に合わせて、平成12年12月に心身障害者に対して、高齢事業と同一の委託業者による配食サービスをスタートした。当事業は、高齢配食事業と同様に調理済の食事（昼食・夕食）を土・日も含めて1年中、自宅まで配送している。					
成果・活動指標	成果1：延べ利用食数 成果2：利用者数 活動1：延べ利用食数 活動2：利用者数					
目標達成状況	成果指標1 [食]	予定	平成17年度 15,981.00	平成18年度 18,323.00	平成19年度 16,862.00	
		実績	16,142.00	17,889.00		
	成果指標2 [人]	予定	64.00	53.00	63.00	
		実績	47.00	67.00		
	活動指標1 [食]	予定	15,981.00	18,323.00	16,862.00	
		実績	16,142.00	17,889.00		
	活動指標2 [人]	予定	64.00	53.00	63.00	
		実績	47.00	67.00		
	トータルコスト (千円)	予定		8,447	7,425	
		実績	7,627	8,154		
総合評価	継続。現行の配食サービスを継続して実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい。食事を作ることができない在宅の障害者の健康維持と栄養維持及び同居家族の家事軽減を図るもので、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施可能。既に委託実施している。				
	成果向上余地	いいえ。配食サービス情報を提供・周知し、必要な人にはサービスが届いている。				
	経費削減余地	いいえ。配送方法を見直し、コストの削減を図った。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051524

福祉部 障害福祉課

配食サービス事業委託（障害者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		4,534			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		3,688	7,285		
	直接費	事業費	(6)		6,047	5,565		
	職員人件費	人件費	(7)		2,175	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.25	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.25	0.20		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		225	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		225	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		8,447	7,425			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	3,955	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,447	7,979			
	直接費	事業費	(25)	5,327	5,904			
	職員人件費	人件費	(26)	2,075	2,075			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.25	0.25			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.25	0.25			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	225	175			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	225	175				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	7,627	8,154				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051525 巡回入浴サービス委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	在宅の身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1～3度の方					
事務事業意図	衛生的で健康的な環境を提供し、障害者の福祉の増進を図る。 なお、対象者は、家庭において家族の介助だけでは入浴の困難な方で、医師が入浴が可能と認められた方である。					
事務事業手段	昭和55年度より事業を開始。 家庭において家族の介助だけでは入浴することが困難な心身障害者に対して巡回入浴車を派遣し、家族等と協力して入浴サービスを実施する。 1 利用者負担金について 住民税額による応能負担 2 入浴サービスの実施回数は年36回					
根拠法令	葛飾区心身障害者（児）巡回入浴サービス事業実施要綱					
現状と課題	平成12年度から介護保険制度の導入に伴い、介護保険制度を利用した入浴給付を受けている利用者を対象除外としたため、利用者数が減少した。平成13年度以降は利用者数に大きな変化はみられない。平成16年度からは、利用者負担額を1回400円から応能負担制とし、利用回数を月3回から年36回とした。					
成果・活動指標	成果1：登録者実数 活動1：延べ入浴サービス利用回数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	44.00	37.00	52.00	
		実績	52.00	48.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [回]	予定	1,368.00	1,778.00	1,343.00	
		実績	1,324.00	1,238.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		11,427	8,848	
実績		8,623	6,513			
総合評価	継続。障害者の衛生と健康保持のために、継続して実施すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。自宅で入浴が困難な在宅障害者にとって、衛生と健康を保持するために、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施可能。既に民間事業者に事業委託している。				
	成果向上余地	はい。複数事業者選択制の導入により、利用者のサービスの向上を図ることで、より効果を上げる余地はある。				
	経費削減余地	あまりない。入浴サービスの単価が低額となっていることから、コストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051525

福祉部 障害福祉課

巡回入浴サービス委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	3,959		
		都道府県支出金	(2)		0	1,979		
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		11,337	2,840		
	直接費	事業費	(6)		10,467	7,918		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			11,427	8,848		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	2,067	1,569			
		都道府県支出金	(21)	1,840	784			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	4,626	4,090			
	直接費	事業費	(25)	7,703	5,613			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	8,623	6,513				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051526 重度脳性麻痺者介護人派遣					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	重度の脳性麻痺者で、単独で屋外活動をすることが困難な方。					
事務事業意図	重度脳性麻痺者の生活圏の拡大を図り、もって重度脳性麻痺者の福祉を増進する。					
事務事業手段	<p>昭和52年度より事業を開始。 単独で屋外活動をすることが困難な重度脳性麻痺者の生活圏の拡大を図るため、介護人を派遣し、屋外への手引き、同行その他必要な援助を行う。</p> <p>1 介護人を派遣し、家事、外出等の援助をする。 2 介護人は重度脳性麻痺者の推薦により決定する。 3 派遣回数は月12回以内。回数は一日を単位とする。利用者負担なし。</p>					
根拠法令	葛飾区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱					
現状と課題	<p>全身性障害者介護派遣事業は、15年度より開始になった支援費制度への移行にともない制度廃止となった。重度脳性麻痺者介護人派遣事業もホームヘルプサービス併用原則禁止から全面禁止へ変更。 平成16年7月から、介護人は家族に限定された。</p>					
成果・活動指標	<p>成果1：利用者実数 活動1：延べ利用回数</p>					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	47.00	49.00	43.00	
		実績	41.00	40.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [回]	予定	6,768.00	7,056.00	6,192.00	
		実績	6,427.00	5,807.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		48,208	42,480	
実績		44,002	39,894			
総合評価	継続。重度脳性麻痺者等の障害者の生活圏の拡大を担うため、都の基準に基づき実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい。重度障害者に対する日常生活の援助は、都の基準に基づくものであり、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。都制度の基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。身体障害者手帳交付時に事業内容を説明している。				
	経費削減余地	いいえ。都の基準に基づき実施している。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051526

福祉部 障害福祉課

重度脳性麻ひ者介護人派遣

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		46,288	40,619		
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		1,740	1,721		
	直接費	事業費	(6)		46,288	40,620		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		48,208	42,480			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	42,162	38,093			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,660	1,661			
	直接費	事業費	(25)	42,162	38,094			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	180	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	44,002	39,894				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051527 緊急一時保護委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1度～4度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方。					
事務事業意図	介護者である保護者（家族）の介護の負担が軽減される。					
事務事業手段	<p>昭和52年度より事業を開始。 心身障害者を介護している保護者が次の理由により、介護ができなくなったとき、施設で一時的に介護する。</p> <p>1 保護者の疾病、出産、家族の入院の付き添い等により、一時的に介護できないとき。 2 実施形態：民間施設を運営している社会福祉法人に委託し、実施。 3 施設：立石寮、エタンセール、葛飾しょうぶ園、西水元あやめ園</p>					
根拠法令	葛飾区在宅心身障害者緊急一時保護事業実施要綱					
現状と課題	施設介護型とヘルパー派遣型があったが、現在は施設介護型のみ。レスパイト（保護者の休養）利用の増加要望がある。					
成果・活動指標	<p>成果1：延べ利用人数 活動1：延べ利用人数</p>					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	700.00	725.00	641.00	
		実績	630.00	519.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	700.00	725.00	641.00	
		実績	630.00	519.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		21,316	21,237	
実績		19,551	19,981			
総合評価	継続。心身障害者及び家族にとって必要な事業のため、今後も継続が必要である。					
事業評価	事業の必要性	はい。心身障害者を介護している保護者が介護できなくなったときの一時保護は必要である。				
	民間活用	実施可能。既に民間事業者に事業を委託している。平成19年度から受付業務を本事業実施施設でも行う。				
	成果向上余地	はい。民間事業者の事業実施により、レスパイト制度の拡大を図る余地がある。				
	経費削減余地	あまりない。現状の委託料の単価を下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051527

福祉部 障害福祉課

緊急一時保護委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		67	59		
		一般財源	(5)		21,069	21,038		
	直接費	事業費	(6)		19,396	19,377		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		21,316	21,237			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	67	56			
		一般財源	(24)	19,304	19,785			
	直接費	事業費	(25)	17,711	18,181			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.20			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	180	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	19,551	19,981				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051528 身体障害者相談員活動					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	身体障害者(児)・家族					
事務事業意図	1 身体障害者(児)への相談・指導等を通じて、更生援護を図る。 2 身体障害者相談員の身体障害者(児)への相談・指導業務知識の向上を図る。 身体障害者相談員 14人					
事務事業手段	平成12年度より事業を開始。 1 身体障害者相談員(障害者団体の協力を得て、相談員を選出し、区長が委嘱している)による身体障害者の更生援護(身障手帳取得、更生医療、補装具交付、施設入所、住宅設備改善、就労等)の相談、指導等を受けられる制度。 2 相談員の業務:身体障害者地域活動の中核となり、身体障害者の更生援護に関する相談、指導を行う。					
根拠法令	身体障害者福祉法					
現状と課題	社会福祉基礎構造改革の流れの中で、国も都も施設生活から地域生活へと障害者施策を移してきているため、地域生活を営む障害者が増えるとともに地域の中で身近に相談し、支援を受けられる場や機会の必要性が高まっている。 障害者自立支援法の施行により、ピアカウンセリング等、新たな制度を構築する。					
成果・活動指標	成果1:相談員数 活動1:相談支援件数 活動2:研修回数					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 16.00	平成18年度 14.00	平成19年度 14.00	
		実績	16.00	14.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	300.00	200.00	150.00	
		実績	152.00	84.00		
	活動指標2 [回]	予定	2.00	3.00	3.00	
		実績	4.00	3.00		
	トータルコスト (千円)	予定		1,695	1,078	
		実績	1,524	1,420		
総合評価	継続。相談員制度のPR、研修会の充実、相談会の開催などを実施し、事業の改善を図り、事業は継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。自らが障害をもつ相談員の相談は、障害者にとって利用しやすい制度であり、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者では実施できない。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。相談員制度のPRにより、相談員の活動の活性化を図ったところがある。				
	経費削減余地	いいえ。主な経費は報償費であり、削減の余地は少ない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051528

福祉部 障害福祉課

身体障害者相談員活動

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		661	585	
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		944	458	
	直接費	事業費	(6)		735	613	
	職員人件費	人件費	(7)		870	430	
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.05	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.05	
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	35	
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	35		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,695	1,078	
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	580	522		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	854	828		
	直接費	事業費	(25)	604	520		
	職員人件費	人件費	(26)	830	830		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10		
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,524	1,420			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051529 知的障害者相談員活動					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	知的障害者本人及びその保護者の方					
事務事業意図	1 知的障害者（児）への相談・指導等を通じて、更生援護を図る。 2 知的障害者相談員の知的障害者（児）への相談・指導業務知識の向上を図る。 知的障害者相談員 11人					
事務事業手段	平成12年度より事業を開始。 1 知的障害者相談員（障害者団体の協力を得て、相談員を選出し、区長が委嘱している）による知的障害者の更生援護（愛の手帳取得、就労、通所、通学等）の相談、指導等を受けられる制度。 2 相談員の業務：知的障害者の家庭における養育・生活・進路などに関する相談に応じ、必要な援助を関係機関と緊密に連携して行なう。					
根拠法令	知的障害者福祉法					
現状と課題	国も都も障害者施策を施設生活から地域生活へと移行してきているため、地域生活を営む障害者が増えると共に地域の中で身近に相談し支援を受けられる場や機会の必要性が高まっている。平成18年度からは障害者自立支援法による新たな相談制度を構築する。					
成果・活動指標	成果1：相談員数 活動1：相談支援件数 活動2：研修回数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	11.00	11.00	11.00	
		実績	11.00	11.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	1,300.00	1,300.00	1,300.00	
		実績	971.00	719.00		
	活動指標2 [回]	予定	7.00	7.00	7.00	
		実績	7.00	7.00		
	トータルコスト (千円)	予定		1,478	2,357	
実績		1,379	1,325			
総合評価	継続。相談員制度のPR、研修会の充実、相談会の開催などを実施し、事業の改善を図り、事業は継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。知的障害者又は保護者からの相談に応じて、必要な指導・助言を行うことから、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者はできない。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。相談員制度のPRにより、相談員の活動の活性化を図ったところがある。				
	経費削減余地	いいえ。主な経費は報償費であり、削減の余地は少ない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051529

福祉部 障害福祉課

知的障害者相談員活動

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		445	445	
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		943	1,772	
	直接費	事業費	(6)		518	497	
	職員人件費	人件費	(7)		870	1,720	
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.20	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.20	
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	140	
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	140		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,478	2,357	
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	436	418		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	853	837		
	直接費	事業費	(25)	459	425		
	職員人件費	人件費	(26)	830	830		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10		
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,379	1,325			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051535 生活寮利用委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	18歳以上の愛の手帳所持者で生活寮を利用している方。					
事務事業意図	知的障害者が地域のなかで、自立した生活を営む。					
事務事業手段	平成元年より事業を開始。 障害者自立支援法の支援費対象外生活寮委託 障害者自立支援法の支援費対象外の生活寮利用者1人に対し、報酬と同額の委託料を支払うことにより、民間企業への就労、通所授産施設へ福祉的就労をしている知的障害者に生活の場を提供し、自立した日常生活の支援を行う。 平成18年4月から、障害者自立支援による給付に合わせて日額支給。					
根拠法令	葛飾区知的障害者生活寮運営要綱					
現状と課題	知的障害者の地域移行が政策的に進められるようになった結果、生活寮を法内施設として設置する法人が増えつつある。現在入寮中の生活寮も法内化に向けた整備が進むことが予想される。					
成果・活動指標	成果1：利用者実数 活動1：支援費対象外生活寮利用延べ人数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	30.00	32.00	21.00	
		実績	32.00	25.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	360.00	384.00	252.00	
		実績	373.00	277.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		36,235	24,993	
実績		35,007	26,623			
総合評価	改善。障害者自立支援法に該当しない施設のため、事業者に対し、生活寮を障害者自立支援法に該当する施設とするよう、要請している。					
事業評価	事業の必要性	はい。障害者自立支援法に該当しない施設であるため、利用者支援のため区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施可能。既に民間事業者で実施している。				
	成果向上余地	いいえ。地域での障害者の自立を進めるため、障害者自立支援法に該当する施設とする必要がある。				
	経費削減余地	あまりない。障害者自立支援法に該当施設への移行が進めばコストは下がる。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051535

福祉部 障害福祉課

生活寮利用委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		36,190	24,958		
	直接費	事業費	(6)		35,755	24,528		
	職員人件費	人件費	(7)		435	430		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	35			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			36,235	24,993		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	34,962	26,588			
	直接費	事業費	(25)	34,547	26,173			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	35,007	26,623				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051536 生活寮家賃助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	18歳以上の愛の手帳所持者で生活寮を利用している方。					
事務事業意図	知的障害者が地域のなかで、自立した生活を営む。					
事務事業手段	平成元年から事業を開始。 1 生活寮家賃助成：生活寮を利用している知的障害者で、所得額が一定額以下の者に家賃の助成を行う。対象施設は、グループホームとする。 2 入居対象者の所得額：月額73,000円未満：全額（ただし、月額24,000円を限度とする）月額73,000円以上97,000円未満：半額（ただし、月額12,000円を限度とする）					
根拠法令	葛飾区知的障害者生活寮運営要綱					
現状と課題	収入の少ない自立した障害者にとっては、必要な制度である。対象者は今後も増加する。					
成果・活動指標	成果1：生活寮助成者実数 活動1：生活寮家賃助成延べ人数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	32.00	49.00	89.00	
		実績	60.00	79.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	384.00	588.00	1,061.00	
		実績	676.00	922.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		12,984	22,765	
実績		15,014	20,447			
総合評価	継続。所得が少ない利用者の生活支援は、継続して区が実施すべきものである。					
事業評価	事業の必要性	はい。所得が少ない利用者の生活支援は、区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。補助事業であるため、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。所得が少ない障害者の生活支援のために家賃補助を行うもので、より効果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	あまりない。所得が少ない障害者の地域での生活支援を進めるため、コストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051536

福祉部 障害福祉課

生活寮家賃助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		12,894	22,695		
	直接費	事業費	(6)		12,024	21,835		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		12,984	22,765			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	14,924	20,307			
	直接費	事業費	(25)	14,094	18,647			
	職員人件費	人件費	(26)	830	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	90	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	15,014	20,447				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051537 生活ホーム建設経費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区の事業計画に基づき生活ホームを建設し、現在運営している社会福祉法人					
事務事業意図	知的障害者生活ホーム及び緊急一時保護施設の建設について助成することにより、知的障害者の生活の場の確保と障害者の緊急一時の推進を図る。 (法人名：社会福祉法人原町成年寮)					
事務事業手段	平成3年度より事業を開始。 1 用地取得に対する助成・所在地 立石3-10-1・敷地面積339.45㎡ ・用地所得費 208,978千円・銀行借入金150,000千円 (債務負担行為：平成3年から平成22年まで) 2 生活ホーム建設費に対する助成・開設 平成5年4月・規模 生活ホーム12名、 緊急一時保護2名・建設費総額 194,422千円・東京都社会福祉振興財団借 入3千万円(債務負担行為：平成5年から平成24年まで)					
根拠法令	社会福祉法人に対する助成に関する条例、葛飾区補助金等交付規則					
現状と課題	平成3年当時は、区内に生活ホームの施設数は少なく、また、緊急一時施設が無かったため、社会福祉法人原町成年寮が行う設置計画を区が財政的に支援をした。					
成果・活動指標	成果1：生活ホーム利用者実数 成果2：緊急一時保護利用者延べ人数 活動1：助成件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	12.00	12.00	12.00	
		実績	11.00	11.00		
	成果指標2 [人]	予定	90.00	90.00	90.00	
		実績	81.00	99.00		
	活動指標1 [施設]	予定	1.00	1.00	1.00	
		実績	1.00	1.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		12,345	12,574	
実績		12,325	12,315			
総合評価	継続。債務負担行為が終了するまでの期間は継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。知的障害者福祉増進のため、財政基盤のぜい弱な団体が施設を建設する際は、区が助成する必要がある。				
	民間活用	実施困難。補助事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。既に建設された施設であり、現在は債務返済への助成のため、効果を上げることはできない。				
	経費削減余地	いいえ。既に建設された施設であり、現在は債務返済への助成のため、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051537

福祉部 障害福祉課

生活ホーム建設経費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		12,300	12,539		
	直接費	事業費	(6)		11,865	12,109		
	職員人件費	人件費	(7)		435	430		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	35		
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		12,345	12,574		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	12,280	12,280			
	直接費	事業費	(25)	11,865	11,865			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35			
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	12,325	12,315			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051538 見守り型緊急通報システム事業（障害者）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	18歳から65歳未満で身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ、一人暮らし等の世帯					
事務事業意図	一人暮らし等の重度心身障害者及び難病患者宅に無線通報器、生活リズムセンサー等の機器を設置し、適切な対応を講じ在宅での安全を確保することにより、住み慣れたまちで安心して生活できるように支援する。					
事務事業手段	平成16年度より事業を開始。 1 利用者の自宅に安全を確認する機器を設置し、異変あると自動通報され、緊急の場合は区と契約する警備会社の係員が駆けつけ救急車の出動要請・緊急連絡先（親族等）への連絡等の対応をおこなう。利用者は、機器を設置した翌月から本人の所得状況によりあらかじめ区が定めた負担割合に応じて、毎月使用料の一部を負担する。 2 機器の内容：無線通報器、火災感知器、ガス漏れ感知器、生活リズムセンサー 3 費用負担：所得に応じて利用者負担あり。					
根拠法令	葛飾区重度心身障害者見守り型緊急通報システム助成事業実施要綱					
現状と課題	地域で自立した一人暮らしをする方の増加に伴い、対象者が増加している。					
成果・活動指標	成果1：1世帯あたりの通報件数 成果2：緊急対応（出動）数 活動1：設置世帯実数 活動2：通報延べ件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	3.50	3.50	4.00	
		実績	4.40	4.00		
	成果指標2 [件]	予定	50.00	50.00	50.00	
		実績	102.00	50.00		
	活動指標1 [世帯]	予定	61.00	54.00	53.00	
		実績	48.00	50.00		
	活動指標2 [件]	予定	214.00	189.00	200.00	
		実績	213.00	202.00		
	トータルコスト (千円)	予定		3,462	2,914	
実績		3,228	3,186			
総合評価	継続。在宅障害者等の日常生活における安全確保のため、継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。障害者等が安心して生活できるよう支援するのは、区が実施すべきことである。				
	民間活用	実施可能。既に民間事業者が実施している。				
	成果向上余地	いいえ。必要な世帯には普及しており、在宅障害者等の生活の安全に効果を上げている。				
	経費削減余地	あまりない。平成16年度に事業を再構築したところである。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051538

福祉部 障害福祉課

見守り型緊急通報システム事業（障害者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		3,327	2,844		
	直接費	事業費	(6)		2,022	1,984		
	職員人件費	人件費	(7)		1,305	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.15	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.15	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0			
		(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		135	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		135	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,462	2,914			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,093	3,081			
	直接費	事業費	(25)	1,848	1,836			
	職員人件費	人件費	(26)	1,245	1,245			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.15	0.15			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.15	0.15			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	135	105			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	135	105				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	3,228	3,186				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051551 成年後見制度審判申立（障害者）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	判断能力が不十分な知的障害者					
事務事業意図	判断能力が不十分な方が、地域の中で安心してくらすことができるようにする。					
事務事業手段	平成12年度より事業を開始。 入所施設、民生委員等から身寄りのない判断能力が不十分な方への支援の相談を受け、本人の状況、親族調査等を行い、成年後見制度における区長による審判申立てが必要と判断した場合に、家庭裁判所に審判申立てを行う。審判にかかる費用は、一時的に区が負担し、区が負担した費用を本人（後見人等）に請求できるよう家庭裁判所に上申書を提出する。後見開始の審判の確定後、法定後見が開始される。					
根拠法令	知的障害者福祉法、民法					
現状と課題	平成15年4月から、利用者が自らの責任でサービスを選択・決定する「契約」へと変わった。自己選択、自己決定をする判断能力が不十分な知的障害者を保護、支援するため、民法の改正等が行われ、平成12年4月から、施行された制度。 平成18年度からは、障害福祉課の事業として実施する。					
成果・活動指標	成果1：申立件数 活動1：相談件数					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [件]	予定	2.00	2.00		
		実績	0.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	2.00	2.00		
		実績	0.00			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	709	694		
実績		450				
総合評価	継続。成年後見制度における区長の家庭裁判所への審査申し立ては、区が継続して実施すべきものである。					
事業評価	事業の必要性	はい。知的障害者で判断能力が不十分な方を支援するのは、区の事業である。				
	民間活用	実施困難。審査申し立てのため、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	はい。制度のPRにより、利用者を拡大する余地がある。				
	経費削減余地	いいえ。国の制度であり、経費を削減する余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051551

福祉部 障害福祉課

成年後見制度審判申立（障害者）

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)				
		都道府県支出金	(2)				
		地方債	(3)				
		その他	(4)		228		
		一般財源	(5)	664	431		
	直接費	事業費	(6)	229	229		
	職員人件費	人件費	(7)	435	430		
		再雇用職員分	(8)				
		(職員数：賦課)	(9)	0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)	0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)				
		(加算)減価償却費	(13)				
		(加算)金利	(14)				
		(加算)退職給与引当	(15)	45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)				
		(控除)雑収入	(17)				
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	45	35			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	709	694			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	415			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	415			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05			
	調整額	間接費	(31)				
		(加算)減価償却費	(32)				
		(加算)金利	(33)				
		(加算)退職給与引当	(34)	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	450				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051552 手話相談					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	聴覚障害者及び音声言語機能障害者					
事務事業意図	1 聴覚障害者等の福祉に関する相談、受付を行う。 2 庁内の他課からの手話通訳依頼があれば、派遣する。					
事務事業手段	平成4年度より事業を開始。 手話通訳者2名を配置。					
根拠法令	なし					
現状と課題	障害福祉課内に2名の手話通訳者を配置し、相談・受付・案内を行っている。					
成果・活動指標	成果1：相談等件数 活動1：相談等件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [回]	予定	900.00	950.00	950.00	
		実績	973.00	1,468.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	900.00	950.00	950.00	
		実績	973.00	1,468.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		6,226	6,194	
実績		6,229	5,362			
総合評価	継続。聴覚障害者等の相談のため、手話通訳者を継続配置する。					
事業評価	事業の必要性	はい。聴覚障害者等の相談のため、手話通訳者を配置することは、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。区事業への相談業務は、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	ない。区事業への相談事業であるため、他課での相談事業にも手話通訳者を派遣している。				
	経費削減余地	いいえ。主な経費は報酬費であり、削減余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051552

福祉部 障害福祉課

手話相談

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0			
		都道府県支出金	(2)		0			
		地方債	(3)		0			
		その他	(4)		0			
		一般財源	(5)		6,136	6,124		
	直接費	事業費	(6)		5,266	5,264		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0			
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	間接費	(12)		0				
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0			
		(加算)金利	(14)		0			
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0			
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			6,226	6,194		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	768			
		都道府県支出金	(21)	0	384			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	6,139	4,203			
	直接費	事業費	(25)	5,309	5,272			
	職員人件費	人件費	(26)	830	83			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.01			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.01			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	90	7			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	7				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	6,229	5,362				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051553 貸出用車いす修繕					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	心身障害者（児）及び歩行困難者					
事務事業意図	区内の心身障害者（児）及び歩行が困難な者に対し、車いすを貸し出すことにより、日常生活の利便を図る。					
事務事業手段	<p>昭和57年度より事業を開始。 区役所・福祉事務所東庁舎・シニア活動支援センター・社会福祉教育館等に車いすを設置し、3箇月を限度に貸出を行う。 特に必要と認められた場合は、期間の延長を行うことができる。使用料は無料である。</p> <p><貸出事由> 1 傷病等により歩行困難な状態にあり、通院・旅行等で車いすを必要とする者 2 車いすの交付又は購入するまでの間、一時的に車いすを必要とする者</p>					
根拠法令	葛飾区車いす貸出事業実施要綱					
現状と課題	今後、介護保険制度の改正に伴い、車いすの給付が受けられなくなった方が、借り受けを希望するケースが予想される。					
成果・活動指標	成果1：貸出件数 活動1：貸出件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	150.00	150.00	150.00	
		実績	138.00	125.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	150.00	150.00	150.00	
		実績	138.00	125.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,012	982	
実績		955	913			
総合評価	継続。車いすの貸し出し事業は、在宅障害者等の日常生活における利便を図るため、継続する。					
事業評価	事業の必要性	どちらとも言えない。障害者への車いすの貸し出し事業は、民間事業者も行っている。				
	民間活用	実施可能。既に民間事業者も行っている。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。民間事業者も行っており、成果を上げる余地はどちらとも言えない。				
	経費削減余地	あまりない。貸し出し用の車椅子の修繕費のため、削減できる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051553

福祉部 障害福祉課

貸出用車いす修繕

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		25	25	
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		897	887	
	直接費	事業費	(6)		52	52	
	職員人件費	人件費	(7)		870	860	
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10	
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70	
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		90	70	
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		1,012	982	
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	17	6		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	848	837		
	直接費	事業費	(25)	35	13		
	職員人件費	人件費	(26)	830	830		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10		
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	90	70		
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	955	913		

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051562 障害福祉サービス給付審査会運営					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	介護給付費等の支給の申請をした障害者					
事務事業意図	障害者自立支援法に基づく障害者の障害程度区分認定について、障害福祉サービス給付認定審査会により、適正に審査・判定が行われている。 障害福祉サービス給付認定審査会がより少ないコストで、障害程度区分の審査・判定が行われるよう運営されている。					
事務事業手段	平成18年度より事業実施。 障害福祉サービス給付認定審査会は、区から審査・判定を求められた時、関係法令等に基づき、障害者に係る障害程度区分に関する審査・判定を行う。 当審査会は、4つの合議体で構成、合議体ごとに案件の審査・判定を行う。 委員は、認定調査結果、医師意見書を読み込み、認定調査に基づく1次判定の妥当性、認定調査結果と医師意見書の整合性及び判定見込の勘案を行い、合議体において障害程度区分の審査・判定を行う。					
根拠法令	障害者自立支援法、葛飾区障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数等を定める条例					
現状と課題	障害者自立支援法の施行に伴い、障害者が介護給付費の支給決定を受ける場合、障害程度区分の認定が必要となった。障害程度区分の認定を受けるためには、認定調査と医師意見書が必要であり、医師意見書については、主治医等が作成及び区へ送付するまでに相当期間を要する例もあり、審査・判定を円滑に行う上で支障をきたす場合がある。					
成果・活動指標	成果指標1：審査・判定件数 成果指標2：審査会開催回数（審査を行わない全体会を含む） 活動指標1：審査・判定件数 活動指標2：審査会開催回数（審査を行わない全体会を含む）					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [件]	予定	2,100.00	500.00		
		実績	733.00			
	成果指標2 [回]	予定	104.00	78.00		
		実績	55.00			
	活動指標1 [件]	予定	2,100.00	500.00		
		実績	733.00			
	活動指標2 [回]	予定	104.00	78.00		
		実績	55.00			
	トータルコスト (千円)	予定	53,597	29,284		
実績		38,796				
総合評価	継続。法に基づく事業であり、障害程度区分の審査・判定を行うことは、区が実施すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。法に基づく事業であり、障害程度区分の審査・判定を行うことは、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法に基づく事業であり、障害程度区分は一律に審査・判定されるため、これ以上成果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	はい。平成18年度は、審査対象案件数が少なく、次回の合議体審査案件と統合が可能な場合、合議体の開催を中止することで、開催回数を削減した。平成19年度は、審査対象案件数に応じ、合議体の開催回数を調整し、経費削減に取り組む。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051562

福祉部 障害福祉課

障害福祉サービス給付審査会運営

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度				
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	6,507	6,270			
		都道府県支出金	(2)					
		地方債	(3)					
		その他	(4)					
		一般財源	(5)	44,210	21,754			
	直接費	事業費	(6)	22,877	12,544			
	職員人件費	人件費	(7)	27,840	15,480			
		再雇用職員分	(8)					
		(職員数：賦課)	(9)	3.20	1.80			
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)	3.20	1.80			
	調整額	間接費	(12)					
		(加算)減価償却費	(13)					
		(加算)金利	(14)					
		(加算)退職給与引当	(15)	2,880	1,260			
		(控除)コスト対象外	(16)					
		(控除)雑収入	(17)					
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	2,880	1,260				
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	53,597	29,284				
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	6,018				
		都道府県支出金	(21)	0				
		地方債	(22)	0				
		その他	(23)	0				
		一般財源	(24)	30,538				
	直接費	事業費	(25)	9,996				
	職員人件費	人件費	(26)	26,560				
		再雇用職員分	(27)	0				
		(職員数：賦課)	(28)	3.20				
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	3.20				
	調整額	間接費	(31)					
		(加算)減価償却費	(32)					
		(加算)金利	(33)					
		(加算)退職給与引当	(34)	2,240				
		(控除)コスト対象外	(35)	0				
		(控除)雑収入	(36)					
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	2,240					
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	38,796					

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051563 障害福祉サービス利用計画作成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	障害福祉サービスの支給決定を受けた者のうち、計画的なサービス利用が困難な者					
事務事業意図	障害福祉サービスの支給決定を受けた者が、計画的かつ効果的にサービスを利用し、地域で自立した生活を送っている。					
事務事業手段	<p>1. 対象要件 障害福祉サービスの支給決定を受けた申請者のうち、以下の対象者要件に該当する場合、障害福祉サービス利用計画を作成する。(1)長期間の入所・入院から地域生活へ移行しようとする者(2)家族や周囲からの支援が得られず、孤立しており、具体的な生活設計ができない者(3)障害福祉サービスを利用しようとする者であって、自らその利用を調整することが困難であり、計画的な支援を必要とする者等</p> <p>2. 実施基準・内容 上記対象者が、相談支援事業者に障害福祉サービス利用計画の作成を依頼する費用を申請に基づき区が支給する。なお、この場合は利用者負担はない。</p>					
根拠法令	障害者自立支援法					
現状と課題	本事業は、対象要件に当てはまる場合のみ実施するものであり、通常のサービス利用の新規・変更申請受付等に伴う相談・アドバイス・調整等は含まない。平成18年度においては本事業の該当はなかったが、今後、地域での自立した生活を目指す障害者が増加するに伴い、該当者が発生する可能性がある。					
成果・活動指標	成果指標1：サービス利用計画作成件数 活動指標1：サービス利用計画作成件数					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [件]	予定	60.00	12.00		
		実績	0.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	60.00	12.00		
		実績	0.00			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	1,507	203		
実績		900				
総合評価	継続。法に基づく事業であり、対象者要件に該当する者の申請がある場合、申請に基づきサービス利用計画作成費の支給を決定し、支払いを行うことは、継続して実施すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。法に基づく事業であり、対象者要件に該当する者の申請がある場合、申請に基づきサービス利用計画作成費の支給を決定し、支払いを行うことは、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法に基づく事業であり、該当者から申請があれば実施するものであり給付は一律に定められているため、これ以上成果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。法に基づく事業であり、該当者から申請があれば実施するものであり給付は一律に定められているため、コストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051563

福祉部 障害福祉課

障害福祉サービス利用計画作成

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度				
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	273	54			
		都道府県支出金	(2)	136	27			
		地方債	(3)					
		その他	(4)					
		一般財源	(5)	1,008	115			
	直接費	事業費	(6)	547	110			
	職員人件費	人件費	(7)	870	86			
		再雇用職員分	(8)					
		(職員数：賦課)	(9)	0.10	0.01			
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)	0.10	0.01			
	調整額	間接費	(12)					
		(加算)減価償却費	(13)					
		(加算)金利	(14)					
		(加算)退職給与引当	(15)	90	7			
		(控除)コスト対象外	(16)					
		(控除)雑収入	(17)					
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	90	7				
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	1,507	203				
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0				
		都道府県支出金	(21)	0				
		地方債	(22)	0				
		その他	(23)	0				
		一般財源	(24)	830				
	直接費	事業費	(25)	0				
	職員人件費	人件費	(26)	830				
		再雇用職員分	(27)	0				
		(職員数：賦課)	(28)	0.10				
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10				
	調整額	間接費	(31)					
		(加算)減価償却費	(32)					
		(加算)金利	(33)					
		(加算)退職給与引当	(34)	70				
		(控除)コスト対象外	(35)	0				
		(控除)雑収入	(36)					
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	70					
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	900					

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051564 介護・訓練等給付					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	障害があるゆえに日常生活を営むことに支障のある身体障害者、知的障害者及び障害児					
事務事業意図	障害があるゆえに日常生活を営むことに支障をきたしている身体障害者、知的障害者及び障害児が、必要な介護・訓練等のサービスを受け、地域で自立した生活を送っている。					
事務事業手段	利用希望者の申請に基づき、区はサービスに係る給付の可否、支給量を決定する。（「介護給付費」については、利用希望者の「障害程度区分」を勘案）利用希望者は、都道府県の指定を受けた事業者と契約してサービスを受け、サービスに係る費用の1割（上限及び減免制度等がある。）を事業者に支払う。区は事業者の請求に基づき、サービスに係る費用から利用者負担金を除いた額を事業者に支払う。利用者負担の軽減措置として、高額障害福祉サービス費の償還、社会福祉法人軽減（平成18年度のみ実施）等がある。					
根拠法令	障害者自立支援法					
現状と課題	本事業は、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、10月から本格実施されたことにより、旧制度（支援費）における居宅生活支援、施設支援等が移行したものである。利用者負担の応能負担から応益負担への変更や単価の日額化等に伴う利用者・事業者への負担が増加したため、これを緩和する軽減措置が実施されている。					
成果・活動指標	成果指標1：延利用者数（年間） 活動指標1：延利用者数（年間）					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [人]	予定	16,897.00	21,257.00		
		実績	15,414.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	16,897.00	21,257.00		
		実績	15,414.00			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	1,429,179	2,499,065		
実績		1,332,532				
総合評価	継続。法に基づく事業であり、介護・訓練等のサービスの利用者に対し、支給を決定し、介護・訓練等給付費の支払いを行うことは、継続して実施すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。法に基づく事業であり、介護・訓練等のサービスの利用者に対し、支給を決定し、介護・訓練等給付費の支払いを行うことは、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法に基づく事業であり、給付は一律に定められているため、これ以上成果を上げる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。法に基づく事業であり、給付は一律に定められているため、コストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051564

福祉部 障害福祉課

介護・訓練等給付

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度				
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	691,326	1,154,275			
		都道府県支出金	(2)	332,976	590,778			
		地方債	(3)					
		その他	(4)					
		一般財源	(5)	402,897	748,818			
	直接費	事業費	(6)	1,408,059	2,430,059			
	職員人件費	人件費	(7)	19,140	63,812			
		再雇用職員分	(8)					
		(職員数：賦課)	(9)	2.20	7.42			
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)	2.20	7.42			
	間接費	(12)						
	調整額	(加算)減価償却費	(13)					
		(加算)金利	(14)					
		(加算)退職給与引当	(15)	1,980	5,194			
		(控除)コスト対象外	(16)					
		(控除)雑収入	(17)					
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	1,980	5,194				
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	1,429,179	2,499,065				
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	622,107				
		都道府県支出金	(21)	335,005				
		地方債	(22)	0				
		その他	(23)	0				
		一般財源	(24)	373,880				
	直接費	事業費	(25)	1,312,732				
	職員人件費	人件費	(26)	18,260				
		再雇用職員分	(27)	0				
		(職員数：賦課)	(28)	2.20				
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.20				
	間接費	(31)						
	調整額	(加算)減価償却費	(32)					
		(加算)金利	(33)					
		(加算)退職給与引当	(34)	1,540				
		(控除)コスト対象外	(35)	0				
		(控除)雑収入	(36)					
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,540					
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,332,532					

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051565 補装具給付（自立支援）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	身体障害者（児）の方。労働者災害補償保険法及び介護保険法制度適用給付が優先。					
事務事業意図	障害者等の身体の欠損又は損なわれた機能を補完、代替するもので、障害個別に身体に装着（装用）して、日常生活又は就学・就労に用いて社会生活の向上等を図ってゆく。					
事務事業手段	平成18年10月より根拠法令が身体障害者福祉法から障害者自立支援法に変更となったが、継続して事業を実施する。 1 障害者等の身体の欠損又は損なわれた機能を補完、代替するものとして、身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるものの製作又は修理の費用。 2 給付に際して専門的な知見（東京都心身障害者福祉センターの判定等）を要する。 3 当該補装具が、労働者災害補償保険法及び介護保険法制度適用の場合は障害者自立支援法では給付対象外。					
根拠法令	障害者自立支援法					
現状と課題	1 身体障害者（児）の自立助長及び社会生活の向上のためニーズに合った補装具の給付を行ってきている。 2 近年、児童対象の補装具において特例補装具（基準外認定）が増加し、給付に際して専門的な知見（児童育成医療機関等の医師の意見書等）がより重要になっている。					
成果・活動指標	成果1 給付案件数 活動1 給付案件数					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [件]	予定	2,956.00	856.00		
		実績	132.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	2,956.00	856.00		
		実績	132.00			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	72,315	84,535		
実績		18,234				
総合評価	継続。法に基づき、身体障害者の身体機能を補完代償する補装具を給付し、自立生活を支援することは区が実施すべきものである。					
事業評価	事業の必要性	はい。法に基づき身体障害者に補装具を給付し、自立生活を支援することは区が実施すべきものである。				
	民間活用	実施困難。法に基づき事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法に基づく国の制度であり、水準が一律に決められている。				
	経費削減余地	いいえ。法に基づく制度であり、これ以上コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051565

福祉部 障害福祉課

補装具給付（自立支援）

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度				
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	28,957	35,292			
		都道府県支出金	(2)	69	17,646			
		地方債	(3)					
		その他	(4)					
		一般財源	(5)	41,939	30,547			
	直接費	事業費	(6)	57,915	70,585			
	職員人件費	人件費	(7)	13,050	12,900			
		再雇用職員分	(8)					
		(職員数：賦課)	(9)	1.50	1.50			
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)	1.50	1.50			
	調整額	間接費	(12)					
		(加算)減価償却費	(13)					
		(加算)金利	(14)					
		(加算)退職給与引当	(15)	1,350	1,050			
		(控除)コスト対象外	(16)					
		(控除)雑収入	(17)					
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	1,350	1,050				
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	72,315	84,535				
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	2,607				
		都道府県支出金	(21)	1,303				
		地方債	(22)	0				
		その他	(23)	0				
		一般財源	(24)	13,274				
	直接費	事業費	(25)	4,734				
	職員人件費	人件費	(26)	12,450				
		再雇用職員分	(27)	0				
		(職員数：賦課)	(28)	1.50				
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.50				
	調整額	間接費	(31)					
		(加算)減価償却費	(32)					
		(加算)金利	(33)					
		(加算)退職給与引当	(34)	1,050				
		(控除)コスト対象外	(35)	0				
		(控除)雑収入	(36)					
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,050					
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	18,234					

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051566 自立支援医療					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、確実な治療効果が期待しうるもの					
事務事業意図	身体障害者に対して、その障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な医療を給付する。					
事務事業手段	平成18年4月より根拠法令が身体障害者福祉法から障害者自立支援法に変更となったが、継続して事業を実施する。 1 都道府県知事の指定した医療機関の医師の要否意見書に基づき東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が認められた者。 2 医療の給付は、都道府県知事の指定した医療機関によって行われる。 3 指定医療機関との連携を図り、迅速に行っている。 例：肢体不自由：人工関節置換術 心臓機能障害：ペースメーカー埋め込み術					
根拠法令	障害者自立支援法					
現状と課題	1 医療技術の発展により障害の除去が進んだこと、対象となる機能障害が増えたこと等から。給付は増加することが予想される。 2 さらに、平成19年3月からは生活保護受給者の人工透析に関する医療が自立支援医療の対象となったため急激に対象者が増加した。					
成果・活動指標	成果1：受給者証発行者実数 活動1：自立支援医療費支払延べ件数					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [人]	予定	50.00	220.00		
		実績	207.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	341.00	1,467.00		
		実績	482.00			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	18,963	426,764		
実績		21,917				
総合評価	継続。法に基づき身体障害者に対し医療給付を行い障害を軽減させ、自立生活を支援することは、区が実施すべきものである。					
事業評価	事業の必要性	はい。法に基づく、身体障害者の障害の状態を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付することは、区で実施すべきことである。				
	民間活用	実施困難。法に基づく事業であり、民間事業者ではできない。				
	成果向上余地	いいえ。法に基づき国制度であり、水準が一律定められている。				
	経費削減余地	いいえ。法に基づく制度であり、実施方法も決まっていることから、事務処理の効率化に努めるものの、これ以上コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051566

福祉部 障害福祉課

自立支援医療

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度				
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)	9,233	211,714			
		都道府県支出金	(2)		105,857			
		地方債	(3)					
		その他	(4)					
		一般財源	(5)	9,685	108,948			
	直接費	事業費	(6)	18,483	423,509			
	職員人件費	人件費	(7)	435	3,010			
		再雇用職員分	(8)					
		(職員数：賦課)	(9)	0.05	0.35			
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)	0.05	0.35			
	調整額	間接費	(12)					
		(加算)減価償却費	(13)					
		(加算)金利	(14)					
		(加算)退職給与引当	(15)	45	245			
		(控除)コスト対象外	(16)					
		(控除)雑収入	(17)					
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	45	245				
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	18,963	426,764				
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	10,505				
		都道府県支出金	(21)	2,675				
		地方債	(22)	0				
		その他	(23)	0				
		一般財源	(24)	8,702				
	直接費	事業費	(25)	21,467				
	職員人件費	人件費	(26)	415				
		再雇用職員分	(27)	0				
		(職員数：賦課)	(28)	0.05				
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05				
	調整額	間接費	(31)					
		(加算)減価償却費	(32)					
		(加算)金利	(33)					
		(加算)退職給与引当	(34)	35				
		(控除)コスト対象外	(35)	0				
		(控除)雑収入	(36)					
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	35					
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	21,917					

平成19年度 事務事業評価表

所属 07300000

福祉部 障害福祉課

事務事業	051567 重度身体障害者移動支援モデル事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	移動困難な重度身体障害者					
事務事業意図	<p>通常の交通手段の利用が困難な重度身体障害者に対し、通院等にかかる経済的負担の軽減を図る。</p> <p><資格要件></p> <p>区内に住所を有し、現在、外出支援事業を受給されており、64歳までに肢体不自由の障害又はじん臓機能障害で身体障害者手帳1級を交付されている方で、住民税が非課税の方。</p>					
事務事業手段	平成18年度からの新規事業で、移動が困難な重度身体障害者にタクシー共通乗車券（年間1万円）を交付する。					
根拠法令	葛飾区重度身体障害者移動支援モデル事業実施要綱					
現状と課題	平成18年4月1日から実施し、同年11月1日に要綱の改正を行い、対象者の拡大を図った。					
成果・活動指標	<p>成果1：受給者実数</p> <p>活動1：受給者実数</p>					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [人]	予定	566.00	566.00		
		実績	254.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	566.00	566.00		
		実績	254.00			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定	8,540	6,590		
実績		8,360				
総合評価	継続。重度身体障害者の通院等にかかる経済的負担の軽減を図るため、事業を継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。重度身体障害者の通院等にかかる経済的負担の軽減を図るため、区が実施すべき事業。				
	民間活用	実施困難。この事業は補助事業であるため、民間事業者では実施できない。				
	成果向上余地	はい。平成18年4月1日から実施した事業で、今後、受給者は増加する。				
	経費削減余地	いいえ。平成18年4月1日から実施した事業のため、増加する見込みである。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07300000

事務事業 051567

福祉部 障害福祉課

重度身体障害者移動支援モデル事業

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)				
		都道府県支出金	(2)				
		地方債	(3)				
		その他	(4)				
		一般財源	(5)	8,270	6,520		
	直接費	事業費	(6)	5,660	5,660		
	職員人件費	人件費	(7)	2,610	860		
		再雇用職員分	(8)				
		(職員数：賦課)	(9)	0.30	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)	0.30	0.10		
	調整額	間接費	(12)				
		(加算)減価償却費	(13)				
		(加算)金利	(14)				
		(加算)退職給与引当	(15)	270	70		
		(控除)コスト対象外	(16)				
		(控除)雑収入	(17)				
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)	270	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)	8,540	6,590			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	8,150			
	直接費	事業費	(25)	5,660			
	職員人件費	人件費	(26)	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.30			
	調整額	間接費	(31)				
		(加算)減価償却費	(32)				
		(加算)金利	(33)				
		(加算)退職給与引当	(34)	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	210				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	8,360				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07350000

福祉部 障害施設課

事務事業	051539 障害者週間行事					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	障害者と障害者施設関係者並びに一般区民の方。					
事務事業意図	障害者と健常者とのふれあいの場を作ることにより、障害者への理解を広めるとともに、障害者の社会、文化などの分野に積極的に参加する意欲を高める。					
事務事業手段	平成4年度開始 障害者週間行事（福祉表彰、講演会、ほか）及び障害者作品展を開催する。 1 ウェルピアまつり 平成18年12月3日（日）、葛飾区地域福祉・障害者センターで開催 2 障害者作品展 平成18年12月1日（金）から12月7日（木）まで同施設で開催 （障害者基本法により、12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間とし、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。）					
根拠法令	障害者基本法第7条					
現状と課題	平成4年度から「障害者の日」の行事を実施してきたが、平成16年の法改正により「障害者週間」となった。平成17年度に地域福祉・障害者センターが開設されたため、シンフォニーヒルズから同センターに会場を移し、ボランティアセンターとの共催で開催した。会場が手狭なため、行事の内容の整理や施設利用上の工夫が必要である。					
成果・活動指標	成果1：ウェルピアまつり参加者数（約）		目標：21年度までに4000件			
	成果2：作品展出品者・団体数		目標：21年度までに45件			
	活動1：ウェルピアまつり開催日数					
	活動2：作品展開催日数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度 950.00	平成18年度 3,500.00	平成19年度 4,000.00	
		実績	3,500.00	4,000.00		
	成果指標2 [件]	予定	43.00	45.00	45.00	
		実績	33.00	36.00		
	活動指標1 [日]	予定	1.00	1.00	1.00	
		実績	1.00	1.00		
	活動指標2 [日]	予定	6.00	6.00	7.00	
		実績	7.00	7.00		
	トータルコスト (千円)	予定		2,368	2,126	
		実績	2,274	2,039		
総合評価	継続。障害者福祉への関心や理解を深めていただくとともに、障害者の社会や文化活動への参加意欲を高めるため、今後も継続して実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい。障害者が地域に積極的に行くには地域の理解が必要である。障害者に対する理解と支援を広めるための啓発広報活動は区の責務である。				
	民間活用	実施済。平成17年度に引き続き平成18年度も葛飾区社会福祉協議会主催のボランティアセンターまつりと共催で実施した。				
	成果向上余地	はい。更に多くの障害者団体等の出展を促すとともに、町会等地域の協力を得ながら実施することにより、より効果をあげる余地がある。				
	経費削減余地	いいえ。平成17年度から会場を地域福祉・障害者センターに変更し、会場借上費分のコストを削減するなどの改善を行い、現在必要最低限の経費で運営しており、経費削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07350000

事務事業 051539

福祉部 障害施設課

障害者週間行事

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		223	270		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		1,965	1,716		
	直接費	事業費	(6)		448	266		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		2,368	2,126			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	217	223			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,877	1,676			
	直接費	事業費	(25)	434	239			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,274	2,039				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07350000

福祉部 障害施設課

事務事業	051554 維持管理（障害者福祉センター等）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	心身障害者・心身障害児及びその家族					
事務事業意図	障害者の地域生活の支援、重度知的障害者の生活訓練、障害乳幼児の早期発見・療育、障害者の生きがいをづくりのための施設である地域福祉・障害者センターの安全性と快適性を確保する。					
事務事業手段	平成17年度開設 自立生活支援センター、知的障害者通所更生施設、子ども発達センター、身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービスセンター及びボランティアセンター（福祉管理課所管）の事業を実施するため、地域福祉・障害者センター施設の維持管理を行う。 平成19年3月末で知的障害者通所更生施設、身体障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービスセンターが廃止され、平成19年4月から障害者生活介護事業所及び地域活動支援センターが開設された。引き続き施設の管理を行う。					
根拠法令	葛飾区障害者福祉センター条例・同施行規則					
現状と課題	開設したばかりであり、設備等については概ね良好な状態が保たれており、今後も維持していく。					
成果・活動指標	成果1 施設の維持管理に関する苦情		目標：21年度までに0件			
	活動1 開館日数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度 0.00	平成18年度 0.00	平成19年度 0.00	
		実績	0.00	1.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [日]	予定	359.00	359.00	359.00	
		実績	359.00	359.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		78,006	77,932	
		実績	74,166	74,529		
総合評価	継続。センター利用者が安全で快適な時間を過ごせるよう、良好な施設の設備保全と管理を行う。					
事業評価	事業の必要性	はい。センター利用者が安全で快適な時間をすごせるよう、施設の設備保全と管理を良好に行う必要がある。				
	民間活用	実施済。委託可能な業務については既に委託済みである。				
	成果向上余地	はい。利用者のみならず、近隣にも配慮した維持管理を実施していく。				
	経費削減余地	あまりない。既にトイレ洗浄水に雨水を利用することにより水道料の減額を図る等工夫しているが、日々光熱水費の節減に努める。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07350000

事務事業 051554

福祉部 障害施設課

維持管理（障害者福祉センター等）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		6,223	5,482		
		一般財源	(5)		48,108	49,145		
	直接費	事業費	(6)		38,236	38,717		
	職員人件費	人件費	(7)		16,095	15,910		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.85	1.85		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.85	1.85		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		22,010	22,010		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,665	1,295		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		23,675	23,305			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		78,006	77,932			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	5,570	5,224			
		一般財源	(24)	44,921	46,000			
	直接費	事業費	(25)	35,136	35,869			
	職員人件費	人件費	(26)	15,355	15,355			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.85	1.85			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.85	1.85			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	22,010	22,010			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,665	1,295			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	23,675	23,305				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	74,166	74,529				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07350000

福祉部 障害施設課

事務事業	051555 自立生活支援センター事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	在宅の障害者(児)とその家族					
事務事業意図	在宅の障害者やその家族が、福祉サービスを利用したり、様々な社会資源を活用して、社会生活力を高めながら、地域で自立した社会生活を送っている。					
事務事業手段	平成17年度開始 1 相談事業(障害者ケアマネジメント・ピアカウンセリング) 2 支援費の支給決定に関する調査及び障害者自立支援法による福祉サービスの障害程度区分認定調査 3 自主活動及び余暇活動支援 4 障害者の就労支援の場である喫茶コーナーの運営 5 高次脳機能障害者及び家族支援					
根拠法令	障害者自立支援法 葛飾区障害者福祉センター条例					
現状と課題	在宅の障害者の相談内容は生活全般にわたる為、関係機関との連携はさらに必要となる。また、障害者主体の支援は、ピアカウンセリングをはじめとする障害当事者のエンパワメントを支援する考え方を取り入れてすすめる必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1	自立生活支援センター相談件数	目標: 21年度までに3,600人			
	成果指標2	喫茶実習受け入れ人数	目標: 21年度までに300人			
	活動指標1	自立生活支援センター開所日数				
	活動指標2	喫茶コーナー開所日数				
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	3,000.00	3,000.00	3,600.00	
	成果指標2 [人]	予定	300.00	300.00	300.00	
		実績	266.00	277.00		
	活動指標1 [日]	予定	294.00	294.00	294.00	
		実績	297.00	294.00		
	活動指標2 [日]	予定	244.00	245.00	245.00	
		実績	200.00	242.00		
	トータルコスト (千円)	予定		63,740	71,245	
		実績	60,284	59,055		
総合評価	継続 障害者自立支援法に基づく相談や障害程度区分認定調査など、福祉制度やサービスの変化に対応した事業を行う必要がある。よりきめ細かい障害者対応と、民間事業者の育成や関係機関の調整機能が求められている。					
事業評価	事業の必要性	はい 在宅の障害者の自立をトータルに支援する機関として、また、民間事業の育成や関係機関の調整が必要である。				
	民間活用	実施可能 相談事業や区分認定調査等、事業内容の一部は委託可能である。				
	成果向上余地	はい ピアカウンセリングや障害者自主活動等に当事者参加をすすめることで、障害者の持つエンパワメントの向上と自立に効果が期待できる。				
	経費削減余地	あまりない 経費の9割を人件費及び非常勤職員・各種講座講師の報酬、報償費等が占める他、その他経費は喫茶コーナー運営に必要な材料費等最小限の経費であり、削減の余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07350000

事務事業 051555

福祉部 障害施設課

自立生活支援センター事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0	
		都道府県支出金	(2)		217	0	
		地方債	(3)		0	0	
		その他	(4)		4,080	3,264	
		一般財源	(5)		54,079	63,095	
	直接費	事業費	(6)		5,502	5,167	
	職員人件費	人件費	(7)		51,852	60,028	
		再雇用職員分	(8)		0	0	
		(職員数：賦課)	(9)		5.96	6.98	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		5.96	6.98	
	間接費	(12)		1,022	1,164		
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0	
		(加算)金利	(14)		0	0	
		(加算)退職給与引当	(15)		5,364	4,886	
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0	
		(控除)雑収入	(17)		0	0	
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		5,364	4,886		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		63,740	71,245		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	384		
		都道府県支出金	(21)	217	409		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	2,616	2,367		
		一般財源	(24)	52,087	51,723		
	直接費	事業費	(25)	4,459	4,386		
	職員人件費	人件費	(26)	49,468	49,468		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	5.96	5.96		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	5.96	5.96		
	間接費	(31)	993	1,029			
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	5,364	4,172		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	5,364	4,172			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	60,284	59,055			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07350000

福祉部 障害施設課

事務事業	051556 子ども発達センター事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	外部委員会	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	早期療育を必要とする障害のある乳幼児と発達に心配のある乳幼児及びその家族					
事務事業意図	障害のある乳幼児と発達に心配のある乳幼児が、療育効果を得て健やかに生活している。 区内の療育関係機関や団体が連携し、効果的な療育を提供している。					
事務事業手段	平成17年度開始 通園施設：月曜日～金曜日 1日定員30人 訓練事業：火曜日～金曜日 1日定員15人 土曜日 1日定員30人 外来個別支援事業：月1回 経過観察事業：週1回（母子通園） 障害児緊急一時保育等事業 地域療育システム検討会の開催 区内幼稚園、私立保育園等への訪問事業					
根拠法令	児童福祉法（昭和22年） 葛飾区障害者福祉センター条例（平成17年）					
現状と課題	発達相談の受け付け件数が増加するとともに、重度の障害の持つ乳幼児の利用も増えている。より専門的な療育を提供していく必要がある。 療育効果を高めるために区内関係機関、幼稚園、保育園等を含めた総合的なネットワークを構築する必要がある。					
成果・活動指標	指標1：利用児の発達年齢の伸び（年長児平均）目標：平成21年度までに12.9ヶ月 指標2：発達相談の受け付け件数（年間）目標：平成21年度までに130件 活動1：知的障害児通園施設通園児の延べ利用人数（年間） 活動2：知的障害児等訓練事業利用児の延べ利用人数（年間）					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [月]	予定	12.30	12.60	12.60	
		実績	8.48	8.39		
	成果指標2 [件]	予定	100.00	110.00	120.00	
		実績	134.00	153.00		
	活動指標1 [人]	予定	5,300.00	5,400.00	5,400.00	
		実績	5,337.00	5,350.00		
	活動指標2 [人]	予定	2,500.00	2,600.00	2,800.00	
		実績	2,558.00	2,827.00		
	トータルコスト (千円)	予定		163,891	165,345	
実績		157,828	155,370			
総合評価	拡充。非常勤職員を活用して、より相談事業を充実させるとともに、公立の療育機関の役割として、障害児の早期発見につながるための総合的なネットワークを区内療育機関、幼稚園、保育園、学校等と構築することにより、効果的な療育を提供していく。					
事業評価	事業の必要性	はい。発達相談の受付件数は増えており、発達に課題を持つ乳幼児に関わる総合的な相談及び療育の実施は必要である。				
	民間活用	実施可能。療育訓練については、民間の療育機関でも実施しており、民間活用は可能である。ただし、総合的な相談機能については、区が実施すべき事業である。				
	成果向上余地	はい。区内療育機関、幼稚園、保育園、学校等を含めた総合的なネットワークを構築することが障害児の早期発見・療育につながるため、より連携を強め、その成果を療育事業に反映させる。				
	経費削減余地	あまりない。経費の約7割が人件費、事業費の約5割が非常勤職員等の報酬であり、また、給食調理、送迎バスも既に業務委託しており、経費削減の余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07350000

事務事業 051556

福祉部 障害施設課

子ども発達センター事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		68,167	56,407		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		4,117	3,145		
		一般財源	(5)		80,825	97,407		
	直接費	事業費	(6)		47,333	52,264		
	職員人件費	人件費	(7)		104,226	103,028		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		11.98	11.98		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		11.98	11.98		
	間接費	(12)		1,550	1,667			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		10,782	8,386		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		10,782	8,386			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		163,891	165,345			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	69,558	54,984			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	2,533	3,655			
		一般財源	(24)	74,955	88,345			
	直接費	事業費	(25)	46,095	46,001			
	職員人件費	人件費	(26)	99,434	99,434			
		再雇用職員分	(27)		0			
		(職員数：賦課)	(28)	11.98	11.98			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	11.98	11.98			
	間接費	(31)	1,517	1,549				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	10,782	8,386			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)		0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	10,782	8,386				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	157,828	155,370				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07350000

福祉部 障害施設課

事務事業	051560 高次脳機能障害講演会講師謝礼					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	高次脳機能障害者とその家族、区民					
事務事業意図	<p>1 在宅の高次脳機能障害者が、地域の社会資源を活用して自立した社会生活を送っている。</p> <p>2 高次脳機能障害者の家族や葛飾区民が、高次脳機能障害についての情報を得ることで障害について理解を深めることができている。</p>					
事務事業手段	平成17年度開始 区民を対象に高次脳機能障害の障害の特徴等に対する理解を深めていただくための講演会を実施する。 障害者への理解の向上を目指す「ウェルピアまつり」の一環として開催する。					
根拠法令	なし					
現状と課題	疾病や事故等の受傷により、高次脳機能障害と診断されるケースは増加の傾向にある。障害の特徴等について、少しずつ周知されてきているが未だ充分には理解が進んでいない。病院リハビリ体制の変更により、早期退院が予想されており、地域におけるリハビリの需要が高くなる可能性がある。					
成果・活動指標	成果指標1：区民向け講演会参加者人数 目標：21年度までに50人					
	活動指標1：高次脳機能障害講演会開催日					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 50.00	平成18年度 50.00	平成19年度 50.00	
		実績	50.00	100.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [回]	予定	1.00	1.00	1.00	
		実績	1.00	1.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
トータルコスト (千円)	予定		222	220		
	実績	199	210			
総合評価	継続する。 高次脳機能障害について広く周知する機会として高次脳機能障害講演会を実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい 疾病や事故等の受傷による高次脳機能障害に対する関心は高まってきているが、まだ十分に周知されていないので今後も必要である。				
	民間活用	実施可能 高次脳機能障害者家族会支援を病院等と連携し行っているが、関係団体が十分育成されれば移行も可能である。				
	成果向上余地	はい 会場設定や講演内容等の工夫により、より広く区民に周知することが可能である。				
	経費削減余地	いいえ 講座の企画運営に要する人件費及び講師謝礼のみの経費であり削減の余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07350000

事務事業 051560

福祉部 障害施設課

高次脳機能障害講演会講師謝礼

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		204	206		
	直接費	事業費	(6)		30	34		
	職員人件費	人件費	(7)		174	172		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.02	0.02		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.02	0.02		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		18	14		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		18	14			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		222	220			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	181	196			
	直接費	事業費	(25)	15	30			
	職員人件費	人件費	(26)	166	166			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.02	0.02			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.02	0.02			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	18	14			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	18	14				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	199	210				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09250000

保健所 健康推進課

事務事業	051540 言語リハビリ教室					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	失語症があり、病院での個別訓練が終了した40歳以上の方					
事務事業意図	言語機能が回復し、若しくは機能低下が防止され、失語症が改善されている。					
事務事業手段	〔昭和56年度開始〕便利帳やホームページに掲載して受講生を募集。月1回、葛飾区保健所リハビリ棟において、保健師による血圧測定や問診により疾病の状態を把握したうえで、言語療法士・保健師2名・事務1名・ボランティアなどの専門スタッフが、自己紹介・他己紹介・伝達ゲーム・地図を囲んで話し合う・季節の歌を唄うなど、それぞれの失語の状態を見極めながら仲間づくりと平行した言語機能のリハビリテーションやレクリエーションを行う。家族支援のためのプログラムや、他のサービスの紹介も行う。					
根拠法令	老人保健法					
現状と課題	言語リハビリについては、病院での訓練が終了した者の受け皿が充分とは言えず保健所で対応しているが、他制度のサービスを利用することにより、これまでの生活機能を維持できることが見込まれるので19年度で終了とする。19年度は、終了後も安心して生活できるよう、身近な地域のサービスの紹介や、終了に向けたプログラムを実施している。					
成果・活動指標	成果指標1：訓練延べ参加者数 目標：21年度 180人 活動指標1：訓練実施回数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	180.00	180.00	100.00	
		実績	74.00	86.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [回]	予定	12.00	12.00	12.00	
		実績	12.00	12.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		1,482	2,078	
実績		1,416	1,386			
総合評価	廃止。本事業を廃止しても他制度を利用することで生活機能を維持できると見込めるため、19年度を限りに保健所での直接的なサービス提供をやめ、家族への支援・相談事業など対象者に対する新たなかわり方を構築する。					
事業評価	事業の必要性	いいえ。他制度のサービスで代替可能である。				
	民間活用	実施可能。民間の医療機関等に委託して実施することが可能である。				
	成果向上余地	はい。障害者施策・高齢者施策を活用することで、家族間の連携などの面が向上する余地はある。				
	経費削減余地	はい。廃止により経費は削減される。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09250000

事務事業 051540

保健所 健康推進課

言語リハビリ教室

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		1,365	1,938		
	直接費	事業費	(6)		234	218		
	職員人件費	人件費	(7)		1,131	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.13	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.13	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		117	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		117	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		1,482	2,078			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	175	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,124	1,295			
	直接費	事業費	(25)	220	216			
	職員人件費	人件費	(26)	1,079	1,079			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.13	0.13			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.13	0.13			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	117	91			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	117	91				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,416	1,386				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051510 難病患者福祉手当支給事業						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	難病患者で、罹患した年齢が65歳未満で且つ、区内に住所を有する者(所得制限有り)						
事務事業意図	東京都規則で定めた疾病等を手当支給対象難病として、難病患者の経済的負担の軽減を図り、治療を受けながら、安定した生活を営めるようにする。						
事務事業手段	(昭和53年度事業開始)規則で支給対象と定めた難病等の患者に対して、月額15,500円を4月、8月、12月に支給することにより、難病患者の福祉の増進を図る(支給対象とする難病は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則で定める難病等とする)。支給方法は、受給者の口座に振り込む。ただし、本人(20歳未満の場合は扶養義務者の)所得が定められた金額(扶養親族ゼロの場合、3,604,000円)未満の方は対象外である。						
根拠法令	葛飾区難病患者福祉手当条例、同施行規則						
現状と課題	難病医療費助成対象者は漸増傾向にある。 難病福祉についても同様の傾向を示している。 難病福祉手当は経済的な負担の大きい療養生活を継続するための一助になっている。						
成果・活動指標	成果1 在宅生活継続者数/手当受給者数×100 目標値100%(平成21年度) 活動1 手当受給者数 目標値1,500人(平成21年度)						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	100.00	100.00	100.00		
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [人]	予定	1,479.00	1,400.00	1,400.00		
		実績	1,312.00	1,377.00			
	活動指標2 []	予定					
		実績					
	トータルコスト (千円)	予定		265,760	264,069		
		実績	274,703	260,574			
総合評価	継続。難病に罹患した在宅の方に対し、経済的負担軽減を図るために事業は継続する必要がある。						
事業評価	事業の必要性	はい。難病に罹患した方が、治療を受けながら安定した生活を営む上での一助になっている。手当ての支給は、経済的軽減を図るために区が実施すべきものである。					
	民間活用	診断名や所得状況等の個人情報を取り扱うために実施困難である。					
	成果向上余地	はい。平成18年度に事務事業を保健所に移管し、特殊疾病医療費助成の申請窓口で福祉手当の申請や相談ができるようにする。このことにより事務効率が上がり、より必要な対象者へ給付できる。					
	経費削減余地	いいえ。現行の給付水準は適切であるため、コストを下げる余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051510

保健所 保健予防課

難病患者福祉手当支給事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		257,177	263,621		
	直接費	事業費	(6)		257,177	257,982		
	職員人件費	人件費	(7)		7,656	5,504		
		再雇用職員分	(8)		135	135		
		(職員数：賦課)	(9)		0.88	0.64		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.88	0.64		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		792	448		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		792	448		
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		265,760	264,069		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	274,353	259,979			
	直接費	事業費	(25)	270,203	252,664			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150	7,055			
		再雇用職員分	(27)	0	260			
		(職員数：賦課)	(28)	0.50	0.85			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50	0.85			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	350	595			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	350	595			
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	274,703	260,574			

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051542 精神障害者グループホーム運営費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区に居住地がある精神障害者が契約、利用している精神障害者グループホーム					
事務事業意図	精神障害者が地域で自立した生活ができるよう、訓練等給付（共同生活援助）を受けることができる。					
事務事業手段	（平成10年度事業開始）訓練等給付（共同生活援助）の支給決定を受け、グループホーム事業所と契約した精神障害者について、施設借上費を生活保護費の家賃分以外の全額を補助金として利用事業所に交付。10月より本格実施した自立支援法に基づき、事業所へは直接給付費が支払われるようになった。区は事業所に対して施設定員数に応じた事業費を補助し補填した。					
根拠法令	障害者自立支援法					
現状と課題	障害者自立支援法が施行され、社会的入院から地域生活の移行の推進や就労支援の強化など精神障害者が普通に暮らせることを目指し様々な施策が施行された。この施策が着実に定着しサービスが浸透するためには、在宅支援施策の充実が求められ、生活の場の確保が重要課題である。					
成果・活動指標	成果1 グループホーム自立者数 目標値4名（平成20年度） 成果2 入居定員 目標値16人（平成20年度） 活動1 精神障害者グループホーム延入所者数 目標値17人（平成20年度）					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	2.00	4.00	4.00	
		実績	1.00	2.00		
	成果指標2 [人]	予定	10.00	10.00	10.00	
		実績	10.00	8.00		
	活動指標1 [人]	予定	6.00	10.00	10.00	
		実績	7.00	14.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		6,600	19,729	
実績		13,112	12,308			
総合評価	継続。精神障害者は増加傾向にあり、施設の充実は不可欠である。自立支援法における訓練等給付と合わせて運営支援を継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。精神障害者施設の運営を補助することにより、精神障害者に訓練等給付（共同生活援助）の利用施設を提供でき、その後の自立した生活へつながることが可能となる。精神障害者の自立支援施策の充実に貢献している。				
	民間活用	実施困難。助成事業のため、区以外実施困難である。				
	成果向上余地	はい。障害者自立支援法の施行により、区外を含め施設の利用が可能になったため可能である。				
	経費削減余地	いいえ。社会情勢の変化や複雑化による精神的ストレスの増加等により精神障害者は増加の傾向であり、施設の充実が必要であるためコスト削減は難しい。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051542

保健所 保健予防課

精神障害者グループホーム運営費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	5,308		
		都道府県支出金	(2)		4,230	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		2,280	14,351		
	直接費	事業費	(6)		5,640	18,799		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			6,600	19,729		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	8,167	8,142			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	4,855	4,096			
	直接費	事業費	(25)	12,192	11,408			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	13,112	12,308				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051543 葛飾区地域精神保健福祉連携会議						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区内在住の精神障害者						
事務事業意図	葛飾区地域精神保健福祉連携会議において検討した結果が、区の施策に反映され、区内の精神障害者が必要なサービスを受けている。						
事務事業手段	(平成9年度事業開始)葛飾区地域精神保健福祉連携会議(委員数16名・精神医療専門医、障害者団体代表、共同作業所代表、都等の関係機関職員、区職員5名)年に数回会議を開催し、情報交換や区における精神保健福祉のあり方等を検討する。平成16年度から専門部会として「社会復帰・生活支援事業ネットワーク」を設置し、区内関係機関における施設利用や社会復帰に向けた連携方法についての連絡体制の確立に向けて検討を行っている。						
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び区設置要領、障害者自立支援法						
現状と課題	社会的ストレス等の増加による精神障害者数の増加や、入院中心から地域社会でのケアという流れの中で、精神障害者の地域における福祉の役割が重要となっている。地域において精神保健福祉サービスを総合的かつ効果的に推進される必要がある。また、今後は福祉サービスの基盤整備と退院促進のための施策の展開が課題である。						
成果・活動指標	成果1 提案数に対する承認数 目標値100%(平成21年度) 活動1 葛飾区地域精神保健福祉連携会議 開催数 目標値2回(平成21年度) 活動2 社会復帰・生活支援事業ネットワーク開催数(平成16年度開始)目標値2回(平成21年度)						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00	100.00		
		実績	100.00	100.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [回]	予定	2.00	2.00	2.00		
		実績	1.00	1.00			
	活動指標2 [回]	予定	2.00	2.00	2.00		
		実績	0.00	0.00			
	トータルコスト (千円)	予定		456	444		
		実績	594	384			
総合評価	継続。関係機関が相互に課題を認識し、協力体制を確立し、区における精神障害者福祉施策が総合的・効果的に推進されるために必要であり、現状の社会資源をより有効に活用するために設置した「社会復帰・生活支援事業ネットワーク」は、今後障害者自立支援法における地域自立支援協議会の精神障害者部会として役割を果たす必要がある。						
事業評価	事業の必要性	はい。精神障害者福祉対策の関係分野における現状を適切に把握し、関係機関が相互に課題を認識し、協力体制を確立し、区における精神障害者福祉施策が総合的・効果的に推進されるために必要である。					
	民間活用	実施困難。関係機関の協力体制を確立し、対策を実施するためには民間との協働が重要である。しかし、区が中心となり実施していく必要があり全面的な委託は困難である。					
	成果向上余地	いいえ。作業所の自立支援法体系施設への移行や地域活動支援センターの開設等の課題を抱えており、効果的に活用している。					
	経費削減余地	いいえ。主たるコストは、民間委員の報償費であり必要最低限のコストである。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051543

保健所 保健予防課

葛飾区地域精神保健福祉連携会議

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		420	416		
	直接費	事業費	(6)		72	72		
	職員人件費	人件費	(7)		348	344		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.04	0.04		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.04	0.04		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		36	28		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		36	28			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		456	444			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	540	356			
	直接費	事業費	(25)	42	24			
	職員人件費	人件費	(26)	498	332			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.06	0.04			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.06	0.04			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	54	28			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	54	28				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	594	384				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051544 精神障害者家族会助成						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区内の精神障害者家族会						
事務事業意図	家族会活動が活性化する。						
事務事業手段	(昭和49年度事業開始)精神障害者家族会が行う講演会・交流会などの活動に対し、保健師等が支援・助成を行うと共に、外部の講師謝礼や活動に要した経費の1/2を、120,000円を限度に補助金を交付する。						
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律						
現状と課題	社会的ストレスの増加により精神障害者・精神不安者数は増加し、入院医療から在宅ケア中心の治療体制へと変化し、精神障害者の地域における支援体制の強化が求められている。そのためには家族の理解の促進や、地域との交流機会の提供が必要である。						
成果・活動指標	成果1 精神障害者家族会事業実績(延参加者数)目標値900人(平成21年度) 活動1 精神障害者家族会事業実績(活動回数)目標値90回(平成21年度)						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 850.00	平成18年度 850.00	平成19年度 900.00		
		実績	942.00	846.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [回]	予定	80.00	80.00	90.00		
		実績	92.00	78.00			
	活動指標2 []	予定					
		実績					
	トータルコスト (千円)	予定		1,080	1,050		
		実績	2,420	1,020			
総合評価	継続。社会的ストレスの増加により精神障害者は増加の傾向にあり、地域での支援が重要視されており、より一層家族の理解や地域交流の促進が重要であるため継続する。						
事業評価	事業の必要性	はい。地域での支援が重要視されており、区と障害者の家族との連携を図り、施策の推進を協力して行う必要がある。					
	民間活用	実施困難。家族会の支援は区として実施している。					
	成果向上余地	はい。家族会は、まとまった組織であるが、会員数が50人強である。普及に努め会員数を増加させることによりさらに効果を上げることが期待される。					
	経費削減余地	いいえ。主たるコストは補助金であり、支援が必要であるためコストを下げる余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051544

保健所 保健予防課

精神障害者家族会助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		990	980		
	直接費	事業費	(6)		120	120		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			1,080	1,050		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	2,195	950			
	直接費	事業費	(25)	120	120			
	職員人件費	人件費	(26)	2,075	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.25	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.25	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	225	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	225	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,420	1,020				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051545 精神保健グループ・ワーク					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	葛飾区に居住する精神障害者で集団療法に適応可能な回復途上にある方					
事務事業意図	対人関係を築く上での障害が改善され、社会復帰に向けた適切な生活習慣など習得できている。					
事務事業手段	(昭和58年度事業開始)主に統合失調症患者で、主治医や家族の協力が得られる方を対象として、広報かつしかでの募集や保健師の相談指導により、本人の申請に基づき、保健所及び保健センターで集団生活指導をする。毎回保健師及び臨時職員であるグループワーカーがスタッフとなって、対象者の希望を考慮して個別の目標を作成し実施する。プログラムは運動療法、レクリエーション、調理実習、創作活動、話し合い、心理教育などである。対象者を参加目的別に「社会復帰型」と「生活支援型」に分類、それぞれにあったプログラムを実施し、対象者の個別目標を設定することで、達成度を評価する。					
根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・保健所精神保健生活指導事業実施要領					
現状と課題	精神障害者数の増加や多様化・高齢化により、さまざまな保健福祉サービスが求められている。また、自立支援法が本格実施され、「入院治療から地域生活支援中心へ」理念の下、多様化する障害者のニーズに対応するため、地域の実情に応じた保健福祉サービスの提供が必要である。					
成果・活動指標	成果1 生活評価が向上した者の割合=(生活評価の向上者数/参加者数(%))目標値50%(平成21年度) 成果2 共同作業所等へのステップアップが図られた者の割合=ステップアップできた者の数/参加実人員(%)目標値50%(平成21年度) 活動1 参加延人数 目標値2,500人(平成21年度) 活動2 実施回数 目標値237回(平成21年度)					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 65.00	平成18年度 40.00	平成19年度 50.00	
		実績	34.00	60.00		
	成果指標2 [%]	予定	50.00	50.00	50.00	
		実績	38.00	18.00		
	活動指標1 [人]	予定	2,500.00	2,500.00	2,500.00	
		実績	2,264.00	2,235.00		
	活動指標2 [回]	予定	237.00	237.00	237.00	
		実績	237.00	237.00		
	トータルコスト (千円)	予定		24,712	23,057	
		実績	24,399	26,397		
総合評価	継続。目的別プログラムに基づく指導として個別目標の評価指標を取り入れ効果を上げているため継続して実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい。精神障害者の生活指導により安定した生活が図られ、利用者の多くの生活自立度が向上しており精神障害者の自立支援に貢献しているため必要である。				
	民間活用	実施可能。保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領(平成12年3月31日厚生省通知)において、「保健所デイケアその他の訓練指導の実施」の努力義務が課せられているため、全面委託は不可能である。				
	成果向上余地	はい。自立支援法の障害福祉サービスと機能を分けると共に、退院促進のための施策の展開などにより可能である。				
	経費削減余地	いいえ。受け入れ者数の増加を図り、また個別評価を適切に行うためには、現行の職員数の維持が必要である。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051545

保健所 保健予防課

精神保健グループ・ワーク

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		22,507	21,412		
	直接費	事業費	(6)		1,192	1,202		
	職員人件費	人件費	(7)		21,315	20,210		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		2.45	2.35		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		2.45	2.35		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		2,205	1,645		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		2,205	1,645		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		24,712	23,057		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	22,113	24,724			
	直接費	事業費	(25)	1,031	1,075			
	職員人件費	人件費	(26)	21,082	19,837			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	2.54	2.39			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.54	2.39			
	調整額	間接費	(31)	0	3,812			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	2,286	1,673			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	2,286	1,673			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	24,399	26,397			

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051546 難病医療相談					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区内に居住し、神経系難病の疑い又は神経系難病療養者で医療相談を希望する方					
事務事業意図	神経系難病等療養者が、在宅療養するうえでの不安が解消され、必要なサービスが受けられている。					
事務事業手段	(平成12年度事業開始)広報の公募により申込みをされた方に保健師が相談趣旨を確認した上で予約を受け付ける。医療相談日に保健所において専門医による診断や治療方法についての医療相談、医療機関の紹介、看護方法や療養生活上の相談、リハビリの相談、福祉サービス等の紹介を行う。					
根拠法令	難病特別対策推進事業実施要綱					
現状と課題	難病患者は、長期の療養生活によって、精神的な不安、抑うつ等の中で患者や家庭の経済及び介護負担は大きくなっている。そのため保健所・地域医療機関・在宅支援センター等と宅難病患者療養支援ネットワークを構築し、サービスの連携を図ることが重要である。					
成果・活動指標	成果1 相談実施後のアンケートによる相談者の満足度 = (相談したいことが相談できた人数 / アンケート回収数) × 100 目標値90(平成21年度) 活動1 難病医療相談者数 目標値70人(平成21年度)					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	90.00	90.00	90.00	
	成果指標2 [%]	予定				
		実績	88.50	100.00		
	活動指標1 [人]	予定	70.00	70.00	70.00	
		実績	68.00	64.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		3,442	2,670	
		実績	3,473	3,215		
総合評価	継続。専門医師の医療相談だけでなくさまざまな社会資源の窓口になっている。在宅の難病患者に適切な相談を実施することにより、必要な社会資源の活用へ促すことが可能である。現在、区内の専門医が未整備なため、相談支援を区が主体的に実施する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。実施主体は区である(「難病特別対策推進事業実施要綱」平成15年4月改正)。難病患者等の療養上の不安の解消を図る、地域実情に応じた既存の施策や社会資源の活用へつなげるためには、身近な区で相談事業を実施すべきである。				
	民間活用	実施困難。民間活用は可能であるが、専門医の確保が困難であり、神経難病の専門性の高い相談は現状では民間事業者への委託等は難しい。				
	成果向上余地	はい。対象者はうつ病のハイリスクの面もあることから、「うつ対策」の一環として対象者へチェックリストを実施し、予防、早期発見の活動の場としても活用し、精神的な療養支援も実施していく。				
	経費削減余地	あまりない。コストの大部分は相談業務を行う医師の報酬費及びコーディネイトを行う保健師の人件費である。平成19年度については特定財源として都の包括補助事業の申請をしている。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051546

保健所 保健予防課

難病医療相談

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		157	157		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		3,024	2,338		
	直接費	事業費	(6)		388	345		
	職員人件費	人件費	(7)		2,523	2,150		
		再雇用職員分	(8)		270	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.29	0.25		
		(職員数：配賦)	(10)			0.00		
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.29	0.25		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		261	175		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		261	175			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,442	2,670			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	157			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,167	2,855			
	直接費	事業費	(25)	345	345			
	職員人件費	人件費	(26)	2,822	2,407			
		再雇用職員分	(27)	0	260			
		(職員数：賦課)	(28)	0.34	0.29			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.34	0.29			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	306	203			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	306	203				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	3,473	3,215				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051547 難病リハビリ教室					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区内に住所を有し40歳以上の神経系難病患者及びリウマチ患者で機能訓練が必要な方					
事務事業意図	心身機能の維持が図られ、日常生活動作が維持できる。 同じ疾病による悩みを持つものとの交流が図れ、療養生活を継続する意欲が増進される。 により在宅療養の負担が軽減される					
事務事業手段	(昭和61年度事業開始)特定疾病(難病)患者の内、神経系難病患者の新規申請の際、地区担当保健師が面接を行う等事業の周知を図る。また、年1回在宅介護支援センター連絡会で事業の周知を図る。在宅の神経系難病患者等から機能訓練の申し込みがあり、かつ主治医の同意が得られた方(登録者)に対し、理学療法士等や、指導員補助・保健師が保健所リハビリ棟において心身機能の維持回復に必要な機能訓練と、療養生活のための情報の交換を月2回実施する。利用期間は年度単位とし、継続を必要とする場合は、主治医の診断のもと再審査により承認をしていく。					
根拠法令	地域保健法					
現状と課題	難病患者は、長期の療養生活によって、精神的な不安、抑うつ等の中で、患者や家庭の経済及び介護負担は大きくなっている。リハビリ教室の実施は神経系難病患者にとって、心身機能の維持を図るとともに、同じ疾病による悩みを持つもの同志の交流や、社会参加の促進を図ることで、在宅療養生活の支援に役立っている。					
成果・活動指標	成果1 リハビリ教室参加率 = [リハビリ教室参加延人数 / (リハビリ教室実施回数 × 登録者数)] × 100 目標値70% (平成21年度) 活動1 教室参加延人数 目標値400人 (平成21年度) 活動2 教室開催回数 目標値24回 (平成21年度)					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 70.00	平成18年度 70.00	平成19年度 70.00	
		実績	62.00	66.92		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	350.00	400.00	400.00	
		実績	294.00	273.00		
	活動指標2 [回]	予定	24.00	24.00	24.00	
		実績	24.00	24.00		
	トータルコスト (千円)	予定		2,935	2,860	
		実績	4,652	2,785		
総合評価	継続。対象者を患者本人だけでなく家族や支援者へ拡大し療養生活の支援に特化し、個別相談も実施した。自宅でもできるリハビリも毎回紹介し、より療養生活支援教室へシフトした。在宅の重症化する神経系難病患者・家族の精神的負担の軽減を図るためには必要な事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。区内の医療機関等で神経系難病患者に対するリハビリ機能機関がない。神経系難病患者の社会参加・交流の場であり区で主体的に実施すべきである。				
	民間活用	実施可能。患者会・家族会等に委託等が考えられる。しかし、区内の神経系難病の患者会が育成されていないため現状では困難である。				
	成果向上余地	はい。病状の変化に伴う対応を適切に行うとともに、社会参加や交流の場の充実の面から利用者の増加を図ることで成果向上の余地がある。				
	経費削減余地	あまりない。事業費や人件費のコストを下げる余地はない。平成19年度については、特定財源として都の包括補助事業として申請している。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051547

保健所 保健予防課

難病リハビリ教室

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		2,710	2,685		
	直接費	事業費	(6)		535	535		
	職員人件費	人件費	(7)		2,175	2,150		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.25	0.25		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.25	0.25		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		225	175		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		225	175			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		2,935	2,860			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	401	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,846	2,610			
	直接費	事業費	(25)	512	535			
	職員人件費	人件費	(26)	3,735	2,075			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.45	0.25			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.45	0.25			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	405	175			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	405	175				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	4,652	2,785				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051548 難病患者会支援						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可	
	***		***		***		
対象	区内に居住し、主にパーキンソン病等の難病患者会会員						
事務事業意図	パーキンソン病患者の家族が長期療養をするうえでの支えの場として、会員が患者会に参加する。						
事務事業手段	(昭和60年度事業開始)患者会の活動日(毎月第二・第四月曜日)に保健師がボランティア(有志)の協力を得て、会員の日常生活上及び在宅療養上の悩みについて個別の相談・指導・助言や専門医による講演会を実施する。						
根拠法令	地域保健法						
現状と課題	難病患者医療費助成申請者の中でもパーキンソン病はH18年度の実績で申請者数は、353人で申請全体の約10%を占めている。軽傷から重症へと病状の変化により長引く在宅生活期間を支援するため、区と患者会の共催による講演会実施等支援体制の強化を図る。						
成果・活動指標	成果1 患者会支援事業参加率 = [参加延人数 / (患者会実施回数 × 会員数)] × 100 目標値60% (平成21年度) 活動1 参加延人数 目標値245人 (平成21年度) 活動2 患者会支援回数 目標値22回 (平成21年度)						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 60.00	平成18年度 60.00	平成19年度 60.00		
		実績	59.00	52.45			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [人]	予定	245.00	245.00	245.00		
		実績	338.00	279.00			
	活動指標2 [回]	予定	22.00	22.00	22.00		
		実績	22.00	19.00			
	トータルコスト (千円)	予定		577	562		
		実績	1,017	531			
総合評価	継続。在宅難病患者の適切な支援を実施することにより、必要な社会資源の活用を促すことができる。在宅療養の負担が軽減できる。						
事業評価	事業の必要性	はい。患者会の育成やネットワークの構築は、難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の悩みについてにきめ細やかな支援を通じて、地域における患者等の支援対策を一層推進できる。そのため区で主体的に実施する必要がある。					
	民間活用	実施可能。一部可能である。神経系難病の患者会等が実施可能であるが、実際の担い手はいない現状である。					
	成果向上余地	はい。ボランティアの増員や支援体制の強化により会やネットワークの活性化を図ることは可能である。					
	経費削減余地	あまりない。医師や理学療養士の報酬費及び保健師の人件費である。その他は現在もボランティアの協力を得て実施している事業である。平成19年度については特定財源として、都の包括補助事業の申請をしている。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051548

保健所 保健予防課

難病患者会支援

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		532	527		
	直接費	事業費	(6)		97	97		
	職員人件費	人件費	(7)		435	430		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	35			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		577	562			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	927	496			
	直接費	事業費	(25)	97	81			
	職員人件費	人件費	(26)	830	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,017	531				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051549 難病患者訪問看護					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区内に住所を有する在宅難病療養者等で訪問指導及び看護を必要とする方					
事務事業意図	在宅難病療養者等の心身機能の低下を防止し、在宅療養を可能にする。					
事務事業手段	(平成12年度事業開始)在宅難病療養者等から訪問指導又は医療機器貸与に係る訪問看護の申請があり、保健師の訪問調査の結果、必要と認められた方に対し、心身の状況、その置かれている環境などに応じ、保健師、看護師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し看護方法、リハビリ方法、療養方法等の相談及び実技指導を行う。また、保健、医療、福祉など在宅医療患者に関わる機関、葛飾区難病ネットワーク会議を開催し区における在宅療養支援体制について検討を行う。					
根拠法令	地域保健法・葛飾区在宅難病療養者等訪問指導事業実施要綱					
現状と課題	個別支援の対象となる神経系難病患者は、病状の進行が速く、早期に在宅療養サービス調整が必要となる。また、進行に伴い医療依存度も高くなる。患者の多くは保健、医療、福祉などの多方面の支援を必要としていることが多い。保健所として、総合調整機能を強化する必要がある。					
成果・活動指標	成果1 在宅療養を継続できた割合(在宅療養を継続できた人数/訪問指導人数(実人数)×100)目標値95%(平成21年度) 活動1 都難病患者医療機器貸与事業訪問看護・区在宅訪問看護利用の延人数 目標値740人(平成21年度) 活動2 葛飾区難病ネットワーク会議開催回数 目標値1回(平成21年度)					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	95.00	95.00	95.00	
	成果指標2 []	予定				
		実績	91.00	57.14		
	活動指標1 [人]	予定	740.00	740.00	740.00	
		実績	508.00	558.00		
	活動指標2 [回]	予定	1.00	1.00	1.00	
		実績	1.00	1.00		
	トータルコスト (千円)	予定		17,613	13,218	
		実績	19,704	14,858		
総合評価	継続。難病対策事業を総合的に実施していくための重要事業である。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。厚生労働省「難病特別対策実施要綱」、東京都「東京都在宅難病患者医療機器貸与事業に関する規則」「医療機器貸与(特別区)に係る訪問看護実施要領」において訪問事業の実施主体が区とされている。				
	民間活用	実施済。訪問看護師、理学療法士等は民間委託しており一部実施している。				
	成果向上余地	いいえ。訪問看護により在宅の療養状況を把握しており派遣回数も在宅支援に必要な適正な回数であり、これ以上効果をあげる余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。コストの大部分は訪問看護を実施する看護師、理学療法士等の委託費及び保健師の人件費である。コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051549

保健所 保健予防課

難病患者訪問看護

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		1,266	1,206		
		都道府県支出金	(2)		3,178	3,085		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		12,062	8,353		
	直接費	事業費	(6)		5,805	5,592		
	職員人件費	人件費	(7)		10,701	7,052		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.23	0.82		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.23	0.82		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,107	574		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,107	574			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		17,613	13,218			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	357	1,622			
		都道府県支出金	(21)	2,952	2,844			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	14,937	9,643			
	直接費	事業費	(25)	4,800	5,228			
	職員人件費	人件費	(26)	13,446	8,881			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.62	1.07			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.62	1.07			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,458	749			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,458	749				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	19,704	14,858				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051550 難病患者等居宅生活支援						
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	可	
	***		***		***		
対象	介護保険法等対象外在宅難病患者で 入浴や掃除等の援助 特殊寝台等を必要とする者						
事務事業意図	難病患者等が居宅において安定した日常生活を営むことが出来ている。						
事務事業手段	(平成15年度事業開始) ホームヘルプサービス 当該難病患者等から利用の申し出があり、申請書および保健師の訪問調査、主治医の診療情報提供書に基づき審査を行い派遣を決定する。また、生計中心者の所得に応じ6段階の費用負担額を設定している。日常生活用具給付 当該難病患者等から利用の申し出があり、申請書および保健師の訪問調査に基づき審査を行い決定する。また利用対象者が世帯主か否かにより、21段階の自己負担額を設定している。						
根拠法令	難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱・日常生活用具給付事業運営要綱						
現状と課題	在宅の難病患者が安定した生活を送るために、本人や家族の家事等日常生活にかかる負担軽減は必要不可欠である。実績が低い。今後は、介護保険改正、自立支援法が施行されることにより、本事業への需要が高まると考えられる。						
成果・活動指標	成果1 個別目標の達成度が5段階中3以上の割合(3以上の人数/実人数) 目標値100%(平成21年度) 成果2 有効に活用している人の割合(有効活用できている人数/日常生活用具給付実人数×100) 目標値100(平成21年度) 活動1 ホームヘルプ実施実人数 目標値5人(平成21年度) 活動2 日常生活用具給付実人数 目標値8人(平成21年度)						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	100.00	100.00	100.00		
	成果指標2 [%]	予定	100.00	100.00	100.00		
		実績	0.00	66.67			
	活動指標1 [人]	予定	5.00	5.00	5.00		
		実績	0.00	3.00			
	活動指標2 [人]	予定	8.00	8.00	8.00		
		実績	5.00	1.00			
	トータルコスト (千円)	予定		2,950	3,155		
		実績	1,020	1,522			
総合評価	継続。自立支援法施行による障害福祉サービスの申請から支給決定の間に時間差が生じるが、その期間のサービスを補完するニーズの増大が予想され、継続が必要である。						
事務事業評価	事業の必要性	はい。厚生労働省通知「難病患者等居宅生活支援事業の実施について」「東京都難病患者等ホームヘルプ事業運営要綱」「東京都難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱」により区が実施主体であるとされている。					
	民間活用	実施済。民間事業者に委託して実施している。					
	成果向上余地	はい。難病医療費助成の更新時などを利用し対象者を定期的に把握、フォロー体制を確立する。このことにより必要な区民へ周知が図られ成果向上が期待できる。					
	経費削減余地	いいえ。日常生活給付による扶助費、及び訪問調査をする人件費であり経費削減余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051550

保健所 保健予防課

難病患者等居宅生活支援

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		168	850		
		都道府県支出金	(2)		532	168		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	12		
		一般財源	(5)		2,133	2,041		
	直接費	事業費	(6)		1,702	2,039		
	職員人件費	人件費	(7)		1,131	1,032		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.13	0.12		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.13	0.12		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		117	84		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		117	84			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			2,950	3,155		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	32	303			
		都道府県支出金	(21)	233	129			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	701	1,013			
	直接費	事業費	(25)	468	532			
	職員人件費	人件費	(26)	498	913			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.06	0.11			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.06	0.11			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	54	77			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	54	77				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,020	1,522				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051561 精神障害者地域生活支援センター等整備費助成											
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援							
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否						
	***		***		***							
対象	区内在住の精神障害者とその家族・関係者及び心の健康に不安のある区民											
事務事業意図	精神障害者からの相談に応じ指導や助言を行うとともに、地域における自立生活の支援及び社会・経済・文化活動などの社会参加の促進を図る。											
事務事業手段	<p>平成19年度に開設する地域生活支援センターの建設にあたり、区の支援として債務負担行為を設定し、開設運営法人に整備費の一部を助成した。 平成17年度に設計費を開設運営法人に補助を実施。 債務負担行為</p> <table border="1"> <tr> <td>18年度</td> <td>23,607千円</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>17,139千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,746千円</td> </tr> </table>						18年度	23,607千円	19年度	17,139千円	合計	40,746千円
18年度	23,607千円											
19年度	17,139千円											
合計	40,746千円											
根拠法令	障害者自立支援法											
現状と課題	平成18年度に策定予定の障害者施策推進計画に先立ち実施した「葛飾区障害者意向調査」において、精神障害者の方からの今後望む福祉サービスとして、地域生活支援センター等での相談支援事業を求める意見が一番多く、設置に対するニーズは高い。今後は、障害者自立支援法の体系に合わせた施設運営計画の見直しが求められている。											
成果・活動指標	<p>成果1 補助計画における補助執行率(%) 目標値100%(平成19年度) 活動1 当該年度予算における執行率(%) 目標値100%(平成19年度)</p>											
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定			100.00							
		実績	24.10	66.17								
	成果指標2 []	予定			100.00							
		実績										
	活動指標1 [%]	予定			100.00							
		実績	96.10	60.00								
	活動指標2 []	予定										
		実績										
	トータルコスト (千円)	予定		24,291	19,672							
		実績	14,376	25,407								
総合評価	継続。地域で生活する精神障害者のための相談支援や機能訓練・社会適応訓練等を実施する施設として設置を進めており、その設置についての支援を継続する。											
事業評価	事業の必要性	はい。精神障害者の地域での自立した生活を支援するために必要である。										
	民間活用	実施困難。助成事業のため区以外の実施は困難である。										
	成果向上余地	いいえ。区の補助方針に基づく補助であり、向上の余地はない。										
	経費削減余地	いいえ。主たるコストは補助金であり、削減の余地はない。										

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051561

保健所 保健予防課

精神障害者地域生活支援センター等整備費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		24,111	19,532		
	直接費	事業費	(6)		22,371	17,812		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)		0.00	0.00		
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		24,291	19,672			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	23,607			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	14,286	1,660			
	直接費	事業費	(25)	13,456	23,607			
	職員人件費	人件費	(26)	830	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	14,376	25,407				

平成19年度 事務事業評価表

所属 09300000

保健所 保健予防課

事務事業	051568 精神障害者自立支援					
	事業区分	経常事業	施策体系	0515	障害者自立支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定されている精神障害者					
事務事業意図	障害者自立支援法により、精神障害者が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。					
事務事業手段	平成18年4月1日施行の障害者自立支援法に基づき、精神障害者が自立支援給付（障害福祉サービス）を受けるために提出した申請に基づき、区は、障害区分認定を行い、支給決定サービスを提供する。					
根拠法令	障害者自立支援法					
現状と課題	社会的ストレスの増加による、精神障害者の増加や、入院中心から地域社会でのケアが中心となる中で、精神障害者が地域の中で、安心していきいきと暮らせるようサービスの拡充を図らなければならない。					
成果・活動指標	成果1 申請者が支給決定を受けた割合（支給決定の件数/申請件数）×100 成果2 申請件数 活動1 新規申請件数 活動2 障害福祉サービス利用者の人数					
目標達成状況			平成18年度	平成19年度		
	成果指標1 [%]	予定		100.00		
		実績	100.00			
	成果指標2 [件]	予定		140.00		
		実績	61.00			
	活動指標1 [件]	予定		80.00		
		実績	61.00			
	活動指標2 [人]	予定		100.00		
		実績	61.00			
	トータルコスト (千円)	予定		70,730		
実績		39,799				
総合評価	継続。社会的ストレスの増加により、精神障害者は増加の傾向にあり、今後も精神に障害のある人たちへの支援が重要視されており、障害者の自立・社会復帰を促進させるため、必要な事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。精神障害者の自立を促し、区の精神障害者の人たちの生活の実態を把握するうえでも、不可欠な事業である。				
	民間活用	実施困難。区の職員及び指定した職員により実施する事業のため、民間委託はできない。				
	成果向上余地	はい。障害福祉サービスを受ける障害者が増えてきて、サービス提供をすることで自立支援への効果をあげることが期待される。				
	経費削減余地	いいえ。支援が今後も必要であるため、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 09300000

事務事業 051568

保健所 保健予防課

精神障害者自立支援

事業期間 平成18年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		16,702		
		都道府県支出金	(2)		11,660		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		40,534		
	直接費	事業費	(6)		46,364		
	職員人件費	人件費	(7)		22,532		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		2.62		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		2.62		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,834		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			1,834		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			70,730		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	3,963			
		都道府県支出金	(21)	1,982			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	31,572			
	直接費	事業費	(25)	9,679			
	職員人件費	人件費	(26)	27,058			
		再雇用職員分	(27)	780			
		(職員数：賦課)	(28)	3.26			
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	3.26			
	調整額	間接費	(31)				
		(加算)減価償却費	(32)				
		(加算)金利	(33)				
		(加算)退職給与引当	(34)	2,282			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	2,282				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	39,799				